

上越市第5次 人にやさしいまちづくり推進計画 (案)

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

令和4年度～令和8年度

上越市

目次

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画の趣旨	2
2 計画の背景	3
3 上越市人にやさしいまちづくり条例	5

第2章 推進計画の概要

1 計画の目的	10
2 計画の基本方針	11
3 計画の位置付け	12
4 計画の期間	12
5 計画の施策体系	13

第3章 現状と課題・施策の方向

1 誰もが理解し合えるまちづくり	16
2 誰もが学べるまちづくり	20
3 誰もが働けるまちづくり	23
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	26
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	31
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	34
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	38
8 誰もが移動しやすいまちづくり	42

第4章 計画の推進体制

1 「心のユニバーサルデザイン」の推進	48
2 市としての取組	49
3 市民の協力	50
4 事業者の協力	51
5 計画の進捗管理	52

資料編

◆ 上越市人にやさしいまちづくり条例	54
◆ 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果報告書	61

第 1 章 計画策定の趣旨と背景

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画の趣旨

上越市では、「上越市第6次総合計画」に掲げる将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を掲げ、全ての市民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加できるような社会環境の整備を図るとともに、積極的にこれを推進しようとする市民らの意識の高揚を図り、もって誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指し、取組を推進しています。

本計画は、平成11年に制定した「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「ユニバーサルデザイン」※の視点も取り入れながら、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、計画を策定するものです。

これからも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」の基本理念である、人としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、地域で安心して暮らせるまちをつくるために、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力、容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、意識上の障壁を含むあらゆる障壁のないまちづくりに取り組むという考えの下、人にやさしいまちづくりを一層推進していきます。

※ユニバーサルデザイン

製品や建物、空間などをデザイン（計画・設計）する際、年齢・背格好・身体能力などを問わず、あらゆる人が利用可能なようにデザインしようとする考え方や手法のことを差す。

この考え方は、1990年代、米国を中心として急速に広まり、現在では21世紀の超高齢社会において、もっとも重要なデザイン手法であるとみなされている。

また、その適用範囲も、建築や福祉機器開発にとどまらず、広く、一般の製品開発や都市計画、公共施設計画、またインターネットなどの情報分野でも、ユニバーサルデザインを取り入れる動きが盛んになっている。

「ユニバーサルデザイン」の考え方は、アメリカの建築家で、自身も車いすを利用していた故口ナウド・メイス氏によって提唱されたものと言われており、以下の7原則から構成されている。

ユニバーサルデザインの7原則

- 1 だれでも利用できること（公平性の原則）
- 2 いろいろな方法を自由に選べること（柔軟性の原則）
- 3 使い方が簡単ですぐに分かること（単純性と直感性の原則）
- 4 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）
- 5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること（安全性の原則）
- 6 無理な姿勢をとることなく、弱い力でも楽に使用できること（効率性の原則）
- 7 近づきやすく、使いやすいサイズ・広さになっていること（快適性の原則）

2 計画の背景

○世界の動き

昭和26（1951）年、北欧のデンマークにおいて社会福祉をめぐる社会理念の一つである「ノーマライゼーション」^{※1}の考え方が生まれ、昭和56（1981）年に国連総会が「国際障害者年」を制定したことをきっかけにノーマライゼーションの認識が広まるようになりました。一方、昭和47（1972）年に国連の臨時機関連絡会議において、障害者の社会参加を阻害する物理的・社会的な障壁（バリア）を除外（フリー）するための行動が必要との提案を受け、バリアフリーデザインに関する専門家会議（国連障害者生活環境専門家会議）において、「バリアフリーデザイン」が報告され、バリアフリー^{※2}という考え方が広がっていきました。

※1 ノーマライゼーション

知的障害児の生活環境等の改善運動を発端に考えられた理念。障害のある人や高齢者がほかの人々と等しく生活できる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

※2 バリアフリー

高齢者や障害のある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりを目指し、バリア（障害となるもの）を取り除くこと。

○国内の動き

日本においては、昭和45（1970）年に障害者基本法が施行され、昭和61（1986）年には、将来の「高齢化社会」を見据えた「長寿社会対策大綱」、平成元（1989）年には「高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）」が策定されるなど、バリアフリーという考え方が、ノーマライゼーションを実現するための手段であると同時に、障害のある人のみならず、高齢者などにも当てはまるものとして認識され始めました。

平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、まちのバリアフリー化が進められてきました。

平成17（2005）年に、社会資本整備、公共交通分野におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策展開について「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されたことを受け、平成18（2006）年には「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充し、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的に整備を推進することを定めた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

近年では、2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向けた機運の醸成が高まり、平成29(2017)年に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定され、障害の有無等に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを進めるなど、共生社会の実現に向けた施策を推進するため、令和2(2020)年にバリアフリー法が改正されました。

○新潟県の動き

新潟県では、平成3(1991)年に「新潟県における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、施設整備のための技術的標準を定め、県民の理解と協力を求めました。平成8(1996)年には「新潟県福祉のまちづくり条例」が制定され、県・市町村・事業者・県民の責務を明確化し、県民総参加による福祉のまちづくりの推進を図ることや、福祉のまちづくりに対する県民の理解の促進を図ることなど施策の基本方針が定められました。また、整備基準として、不特定多数の人が利用する建築物、官公庁庁舎、道路、公園など公共施設においては、高齢者や障害のある人などが安全かつ快適に利用できるための基準に適合した整備を行うこと、一定の規模の公共的施設の新設等に当たっては事前協議を要することなどの規定が設けられました。

平成16(2004)年には、「新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針」が策定され、県・市町村・事業者・県民が連携して、ユニバーサルデザインを取り入れることとしました。

また、平成24(2012)年1月には、ショッピングセンターなどの障害者等用駐車スペースにおいて障害のある方、高齢者、妊産婦の方等で、歩行が困難な方の適正な利用を確保することを狙いとした「新潟県おもいやり駐車場制度」を開始しました。

○上越市の動き

上越市では、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、県条例とは別に、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

この「上越市人にやさしいまちづくり条例」第7条に基づき、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、平成13年に策定した第一次計画となる「人にやさしいまちづくり推進計画」に始まり、平成19年には「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を策定し、以降、市施設の新築、改修時においては「バリアフリー」から一歩進めた「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、ハード面においても、ソフト面においても、全ての人にやさしいまちづくりに取り組んできました。

平成26(2014)年に策定した「上越市第6次総合計画」でも、その基本政策の一つに「市民が個性と能力を發揮できるまちの実現」を掲げ、引き続きユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

3 上越市人にやさしいまちづくり条例

○条例検討の経過

平成10(1998)年10月に、市民、障害者団体、学識経験者、事業者、行政関係職員など、20人で構成された「上越市福祉のまちづくり条例(仮称)検討委員会」が設置され、3回にわたる検討の中で、条例に盛り込むべき事項等について意見が出されました。また、市役所内においても、総務部門・企画部門・健康福祉部門・産業部門・都市整備部門・教育委員会の各部門などを代表する20課の課長で構成する庁内連絡会議を設置し、検討委員会の意見を踏まえながら条例案を作成しました。

○条例の概要

上越市人にやさしいまちづくり条例には次のような特徴があります。

①人にやさしいまちづくりの理念の明確化

男性も女性も、老いも若きも、障害のある人もない人も、ともに支え合い、助け合いながら、障壁のないまちづくりを進めることなどを条例の前文に示しました。

②市・事業者・市民の責務の明確化

市・事業者・市民の責務を明記しました。

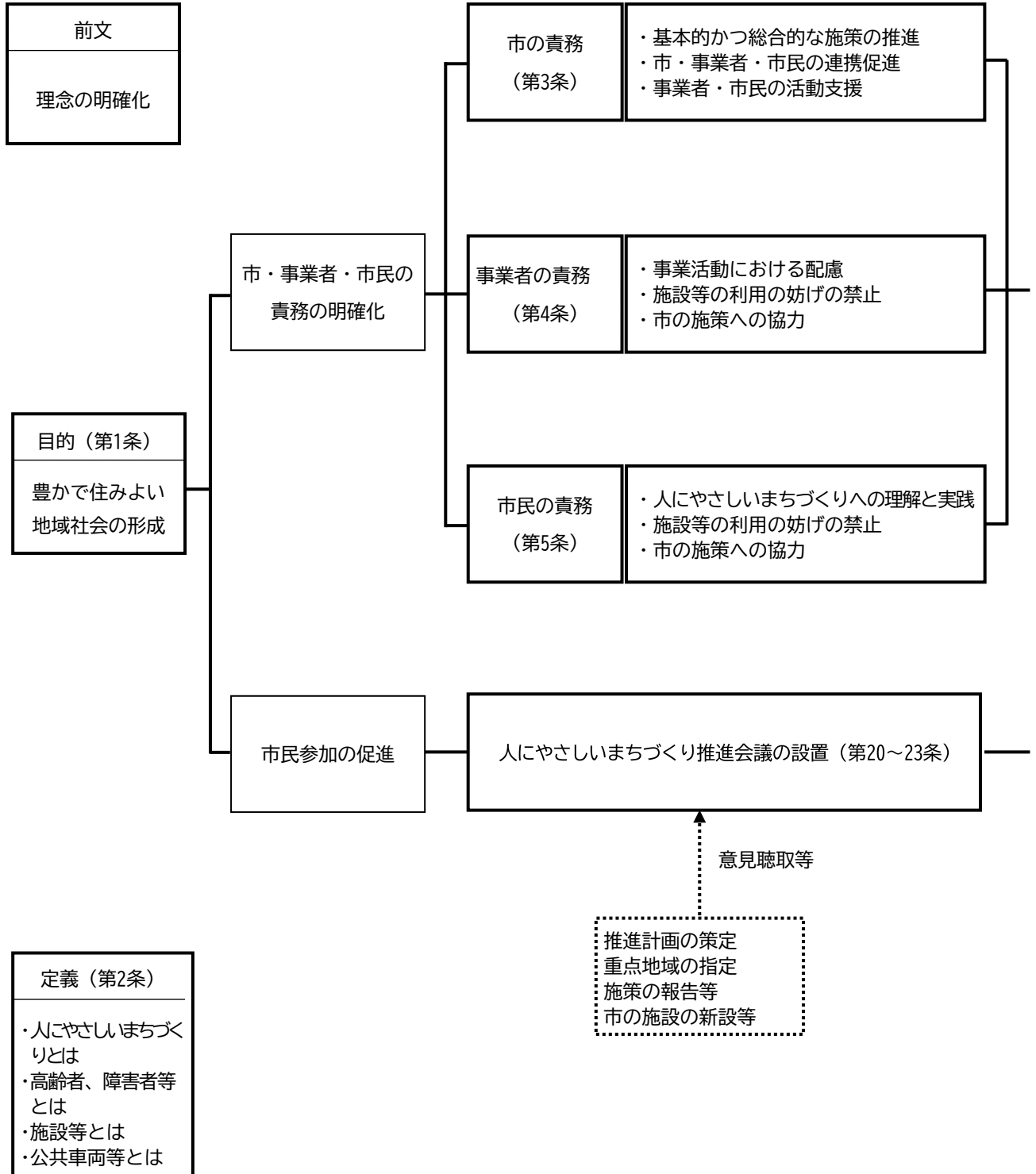
③総合的な施策の展開と実効性の確保

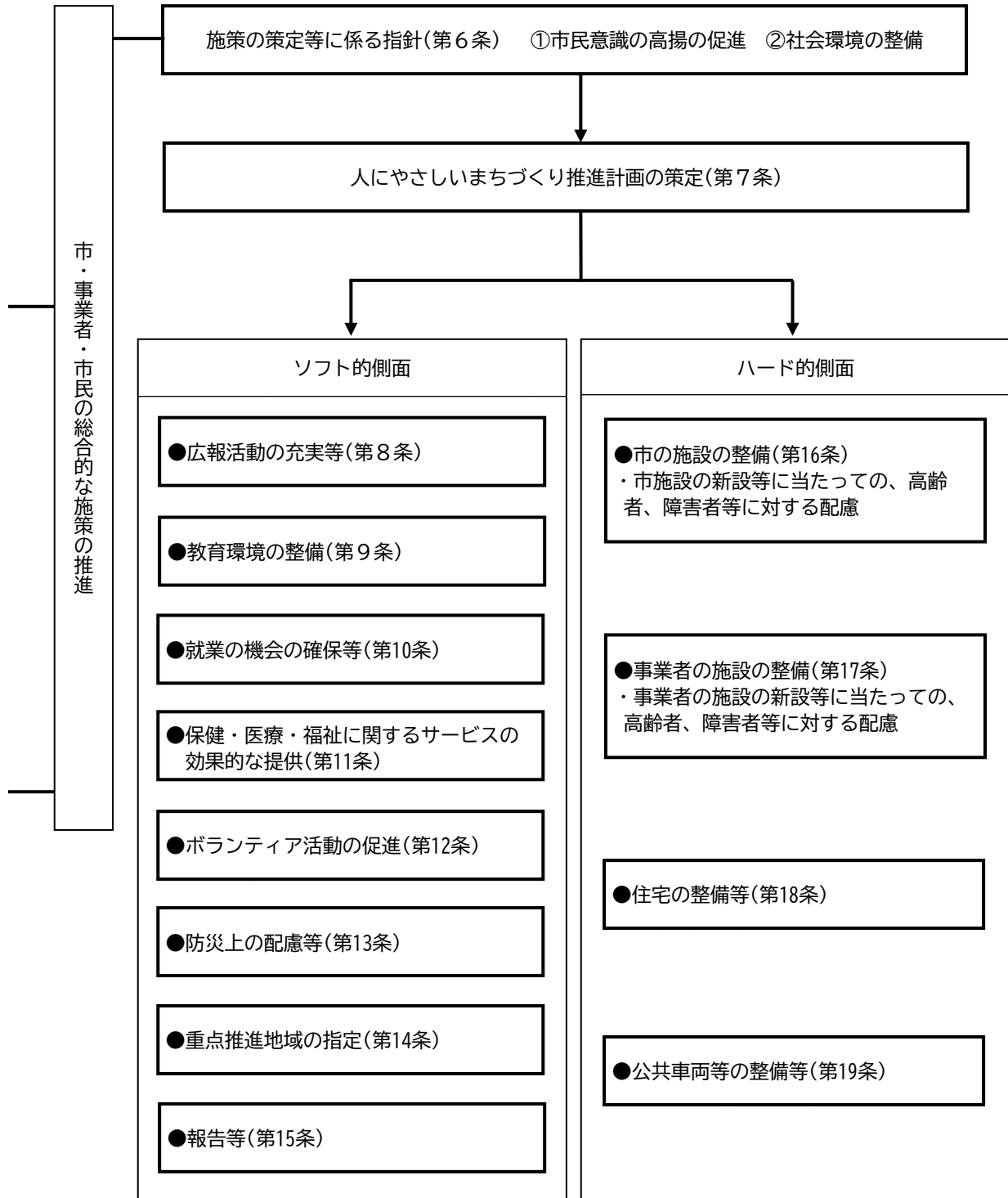
人にやさしいまちづくりの実効性を確保するために「人にやさしいまちづくり推進計画」の策定を明記しました。

④人にやさしいまちづくりにおける「開かれた市政」の具体化

高齢者、障害のある人、事業者等で構成される「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置し、人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項の調査審議や意見を述べることについて、市民の参加を明記しました。

○上越市人にやさしいまちづくり条例概念図





第 2 章 推進計画の概要

第2章 推進計画の概要

1 計画の目的

～あらゆる障壁のないまちを目指して～

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、その前文において、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、「あらゆる障壁のないまちづくり」に取り組むことを基本理念として明記しています。

市では、あらゆる障壁を次の4つの障壁に区分し、「取り除くべき障壁」としています。

意識上の障壁

自分とは無関係・自分とは違う人という思いやその人の実情を知らずに誤解し偏見を生むなど、無関心と無知による偏見や差別、かわいそうだから・自分より弱い人だからという憐みと同情の意識は、時に、心ない言葉や人間としての尊厳を傷つける行為に姿を変えます。このような「心の壁」は、たとえ無意識であっても、高齢者や障害のある人等*が社会参加をしようとするときの最大の障壁となります。

制度的障壁

障害があることを理由に資格・免許等を取得できない、点字などによる試験の対応ができないために入学・就職等ができない、性別により給与・昇進に格差があるなど、制度の不備や古くからの慣行などは「全ての人の参加」を阻む障壁です。

文化・情報面での障壁

高齢者や障害のある人、子ども、外国人など、情報入手の手段が限られてしまう人たちにとって、音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい絵文字やサイン表示がないなど、文化・情報面での配慮が十分でないと、社会生活を送る際に大きな障壁となります。

物理的障壁

歩道の段差、路上の放置自転車、乗降口に段差があるバスや電車、ホテルやスーパーマーケットなどの出入口の段差、狭く設備が整っていないトイレなど、これらは、車いすの利用者や身体機能の低下した高齢者のみならず、妊産婦やベビーカーを使用している人などにとっても、移動する際の大きな障壁となります。

「上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画」では、このような社会における障壁を取り除き、『高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること』に重点を置き、それが『誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちにつながる』という考えの下、その実現に向け施策を推進していきます。

※高齢者や障害のある人等（高齢者障害者等）

高齢者、障害者、子供、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人。ただし、外見ではわからない障害のある人等もいることから、誰でも助けを必要とする。

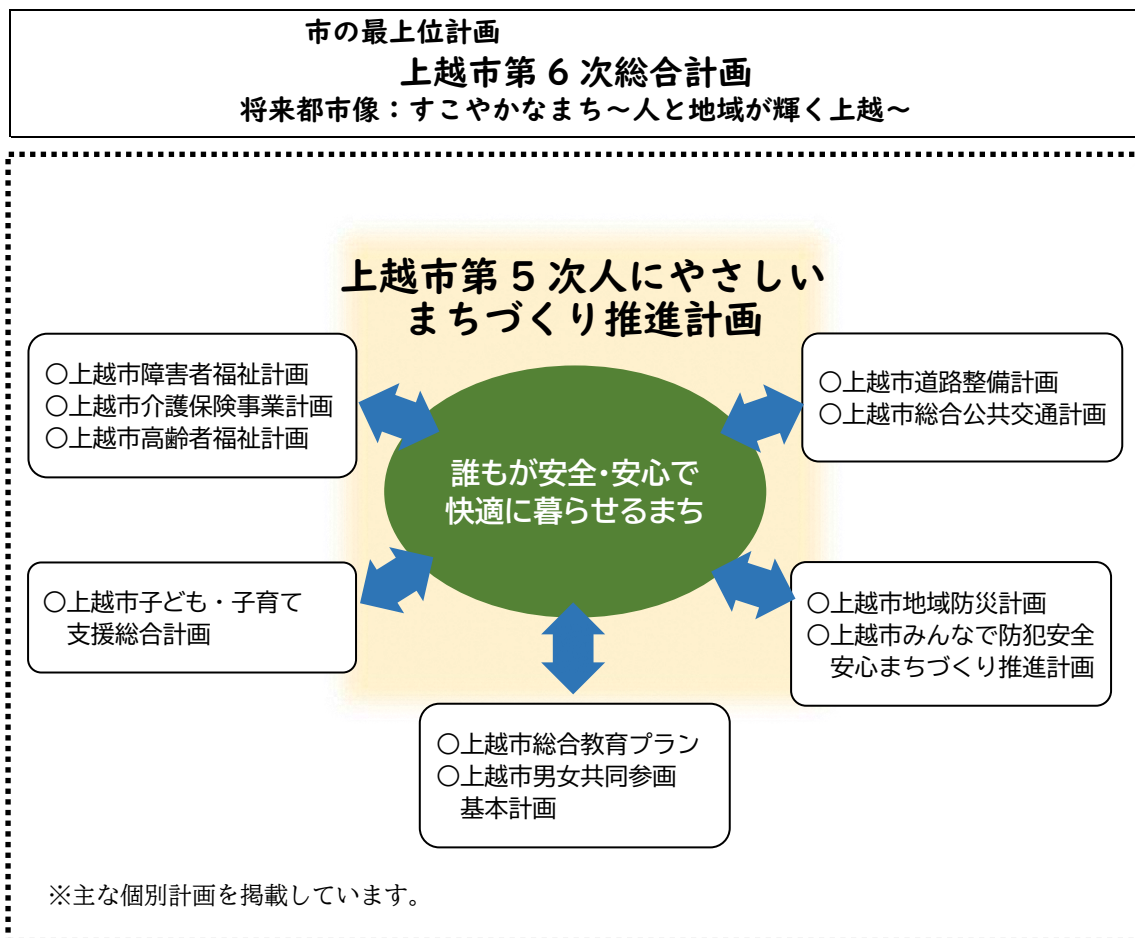
2 計画の基本方針

この推進計画では、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」の意見を踏まえて、次の8つの基本方針を設定しています。

「第5次人にやさしいまちづくり推進計画」の基本方針	「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づいて推進していく施策
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりに関する広報活動の充実、教育及び学習の振興に必要な施策の推進 (第8条 広報活動の充実等)
2 誰もが学べるまちづくり	学習機会の確保のために必要な施策の推進 (第9条 教育環境の整備)
3 誰もが働けるまちづくり	就業機会の確保、職場環境の整備に必要な施策の推進 (第10条 就業の機会の確保等)
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供に必要な施策の推進 (第11条 保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供)
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	事業者及び市民、市民活動団体によるボランティア活動に必要な施策の推進 (第12条 ボランティア活動の促進)
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災、除雪等における情報提供、避難施設等の確保等に必要な施策の推進 (第13条 防災上の配慮等)
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	市や事業者による安全かつ快適な利用のための施設や住宅の整備 (第16条、第17条、第18条 市の施設・事業者の施設・住宅の整備等)
8 誰もが移動しやすいまちづくり	公共車両等における安全かつ快適な利用のための施策の推進 (第19条 公共車両等の整備等)

3 計画の位置付け

この推進計画は、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第7条に基づき策定するもので、あわせて、市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」の将来都市像である「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、本計画に関する市の各種個別計画との整合・連携を図りながら、人にやさしいまちづくりを進めていくものです。



4 計画の期間

この推進計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

5 計画の施策体系



第3章 現状と課題・施策の方向

第3章では、人にやさしいまちづくりを目指す8つの基本方針ごとに次の事項を示します。

基本目標

基本方針の下、どのようなまちの姿を目指していくかを示したもの

現状・課題

各分野を取り巻く当市の現状と、市総合計画や人にやさしいまちづくり推進計画に基づくこれまでの市の取組を検証した中での課題

施策の方向

基本目標を達成するために必要となる施策の方向性

第3章 現状と課題・施策の方向性

1 誰もが理解し合えるまちづくり

基本目標

誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します

市では、あらゆる障壁のない誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を市民に普及啓発するとともに、教員や市の職員を対象とした研修会を開催してきました。

また、公共施設の新設・改修の際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備を進めるほか、誰もが分かりやすく利用しやすいサービスや情報の提供にも努めています。

「人にやさしいまちづくり」を進めていく上で、社会には「意識上の障壁」、「制度的障壁」、「文化・情報面での障壁」、「物理的障壁」の4つの障壁があるとされており、中でも取り除く必要性が最も高いものが「意識上の障壁」と言われています。

社会には、性別や年齢、国籍、受けてきた教育や宗教、生まれながらの能力や容姿、育った環境なども様々で多様な人々が暮らしており、上越市も例外ではありません。この多様性に立ちほだかる「障壁」を取り除くため、互いを尊重し、一人ひとりが多様な人のことを思いやることが自然なこととなるよう意識を変えていく、いわゆる心のユニバーサルデザインを育てていくことが大切です。

ここでは、「誰もが理解し合えるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 市民意識調査の結果では、市が「人にやさしいまちづくり」に取り組んでいることを「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて14.8%で、年代別にみると、年代層が若くなるにつれて認知度が低くなっています。
- 関連する言葉の認知度については、「ユニバーサルデザイン」を知っている割合が39.3%で、年代別に見ると、10.20歳代で71.7%、30歳代から50歳代で50%前後の一方、60歳代で37.6%、70歳以上で21.0%となっており、若い世代で認知度が高い結果となっています。また、「バリアフリー」については、知っている割合が89.7%であり、70歳以上を除く全ての年代で、言葉と内容の認知度が90%以上に達しています。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

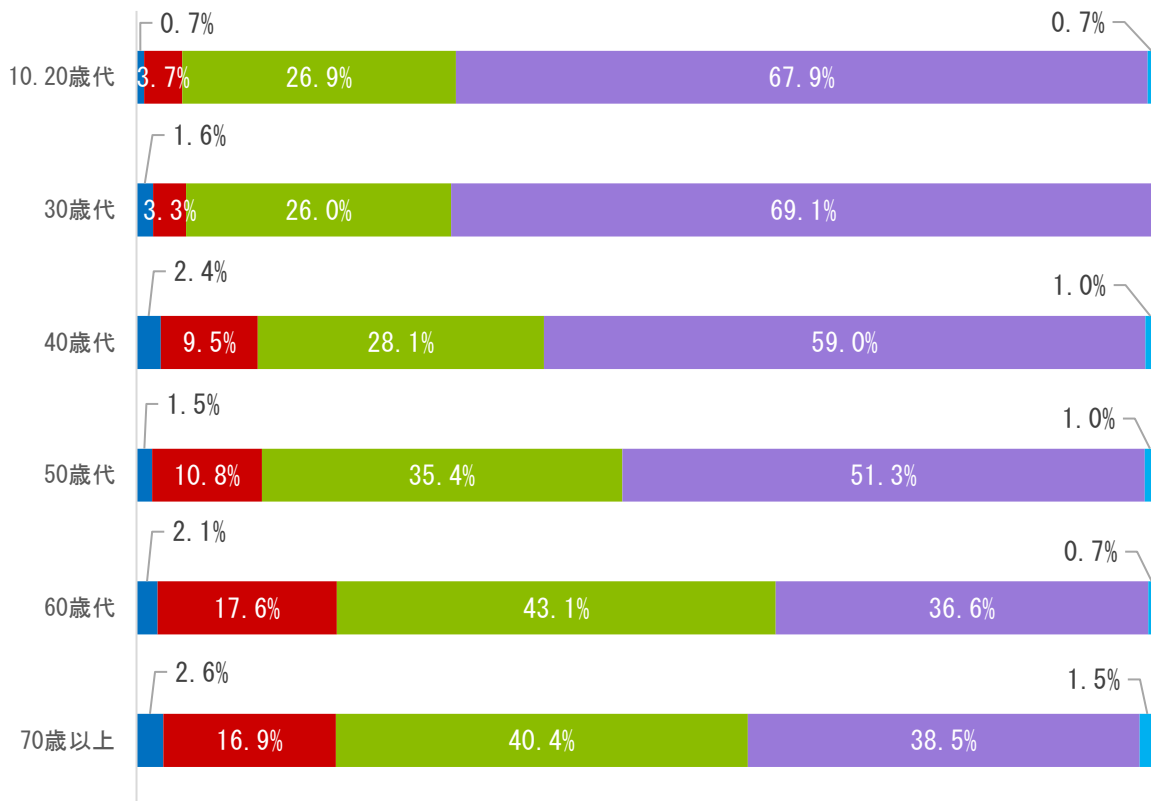
市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



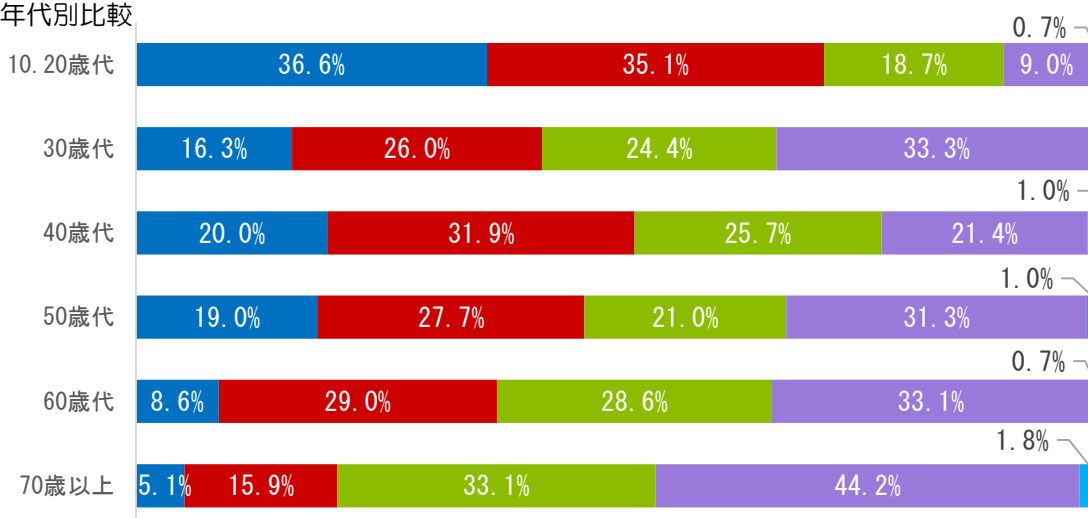
あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



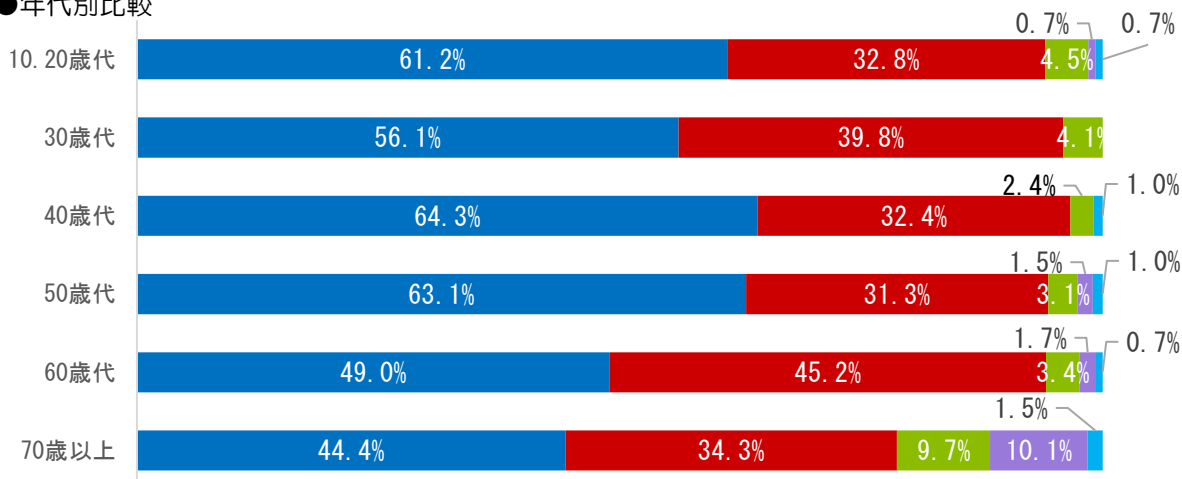
あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



2 課題

- 多様な人々が共に暮らす社会において、あらゆる障壁のない、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちの実現のためには、バリアフリーの考えに留まらず、可能な限り「みんな」が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を市、事業者、そして市民一人ひとりが正しく認識し、それぞれの立場で取り組んでいくことが必要です。
- 中でも意識上の障壁・心の壁は、無意識であるものも含め、最優先で取り除かなければならないものであり、全ての人に正しい情報と理解が広まるよう、啓発活動に取り組むとともに相談・支援体制も整備していく必要があります。

3 施策の方向

- (1) 人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。

(共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、すこやかにくらし包括支援センター、こども課、学校教育課、市民相談センター、消費生活センター、広報対話課)

① 人にやさしいまちづくりの普及啓発

人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を広く普及し、誰もが相手の特徴や特質等を認め合い、思いやりの心をもち行動するまちの実現のため、学校や地域において、学習活動や啓発活動の推進を図ります。

事業例

- ・職員研修・教員研修の実施、普及啓発パンフレット・冊子配布
- ・ユニバーサルデザインに配慮した広報紙面やホームページ等の作成

② 相談・支援体制の充実

日常生活の中で抱えている悩みや問題について相談しやすい環境を作るほか、社会参画のために必要な支援に取り組みます。

事業例

- ・高齢者相談、障害者相談、女性相談、外国人相談、消費生活相談等の実施
- ・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利侵害の予防・対応

2 誰もが学べるまちづくり

基本目標

誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します

人は、その時々ライフステージに応じて、様々な節目を迎えます。人生においては学びによって自分を高め続け、さらには、その学びを身近な人たちや地域の人々に広めていくことで、学びの循環を創り、地域とともに豊かで持続的な幸せを実現していくことが大切です。

市では、地域の歴史や文化、自然環境などの特性や強みを生かしながら、年齢や環境を問わず、学びを通じて、ふるさとへの誇りと愛着を実感し、自信を持って将来につないでいくことのできる活力あるまちづくりを進めています。

学校教育においては、ハード・ソフト面から学校教育環境の整備を進めており、ハード面では、学校施設整備計画に基づく施設・設備の計画的な整備を行うことにより、学校の安全性向上と防犯対策、教育環境の質的な向上に努めてきました。ソフト面では、特別な支援を要する児童生徒にきめ細かく対応するための取組や誰もがわかりやすい授業づくりなど、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム[※]の充実を図っているほか、家庭環境に寄らずだれでも教育が受けられるよう様々な支援を行っています。

また、社会教育においては、市民が将来にわたり学び続けることができるよう、様々な分野の学習機会やスポーツ活動の場を提供するとともに、公民館事業を通じて家族の触れ合いやコミュニケーションの大切さを伝えるなど、家庭教育の支援にも取り組んできました。

時代の変化や市民のニーズを踏まえながら、多様な学びの機会やスポーツ活動の場を提供することを通じて個々の趣味や教養が深まり、さらにはその成果が発揮されていくことで地域や社会の発展に還元される姿を形づくっていくことが大切です。

ここでは、「誰もが学べるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

※インクルーシブ教育システム

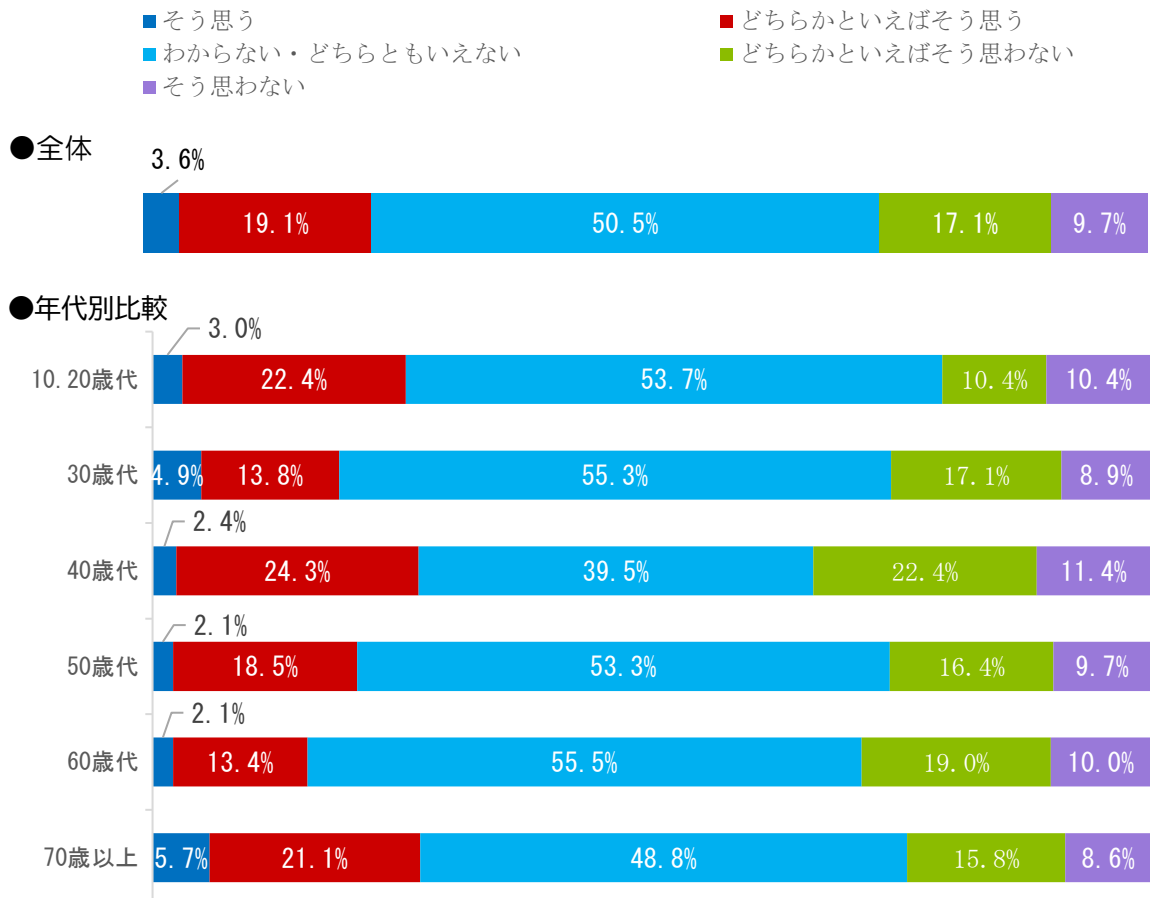
障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で学ぶ仕組みづくり

1 現状

○ 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、高齢者、障害者等が学べる環境が整っていると思いますかとの問いに対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて22.7%で、前回に比べ9.4ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も36.6ポイント減少しました。年代別で見ると、大きな差はみられない結果となっています。どうしたらよくなるかとの問いには、「どのような学びの環境があるかわからないため周知を強化すべき」といった、情報発信に関する意見が多かったほか、「高齢者や障害のある人などが学びやすい施設、設備の整備や社会の理解が必要である」という、ハード面、ソフト面両方からの意見が寄せられました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。



2 課題

- 学校教育において、全ての子どもたちが充実した学校生活を送り、自らの能力を向上するためには、一人ひとりの子どもの個性や能力を把握し、ニーズに応じた学習支援や介助などの特別な支援や環境整備により安心して学べる場の提供、また、低所得世帯の支援など複雑化する家庭環境への配慮も必要となります。
- 社会教育においては、ライフサイクルの変化や多様化するニーズを捉え、学びを通じた社会参画の機会の提供が求められています。また、誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、参加できる機会の充実と環境の整備も課題となっています。合わせて、それらの情報が市民に届くよう情報発信の充実が求められています。

3 施策の方向

- (1) 児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。

(福祉課、学校教育課、社会教育課、図書館、スポーツ推進課)

① 自立・共生を目指す学校教育環境の充実

支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな教育を行うほか、安心して教育を受けるための環境を整えます。

事業例

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の就学相談
- ・ 教育補助員、介護員などの配置による特別な支援を必要とする児童生徒の学習や学校生活の支援
- ・ 幼稚園児の入園料・保育料の補助
- ・ 奨学金の貸付

② 市民の多様な学習・スポーツ機会の充実

生涯を通じて学んだりスポーツに参加したりできる機会や環境の充実を図り、誰もが個々の力を発揮し、生きがいのある暮らしを推進します。

事業例

- ・ 地区公民館での各年齢期における事業の開催
- ・ 図書館における録音図書等、読書が困難な方へのサービスの提供
- ・ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等との連携や各種スポーツ団体への支援によるスポーツ教室の実施

3 誰もが働けるまちづくり

基本目標

誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、社会に参画する一方で、家庭や地域、個人の時間を大切にし、健康で豊かな生活を送れるよう、社会全体で実現していかなければなりません。国では長時間労働の是正や同一賃金同一労働の実現、高齢者・障害者等の活躍など、生産性の向上等により、誰もが多様な働き方を選択できる社会の実現を目指すとしています。

市では、関係機関や企業と連携し、就労や社会参画を支援するための各種セミナーや合同説明会を開催したほか、職業訓練や技術・技能の向上など、人材育成に取り組んできました。

人々の生き方が多様化している昨今、事業者、関係機関、行政が連携を図りながら、雇用機会の拡大、雇用環境の改善、雇用の創出等に取り組む一方、仕事と生活の調和を保ちながら、就労を希望する誰もが安心して、生きがいを持って働き続けられる労働環境が整っていることが大切です。

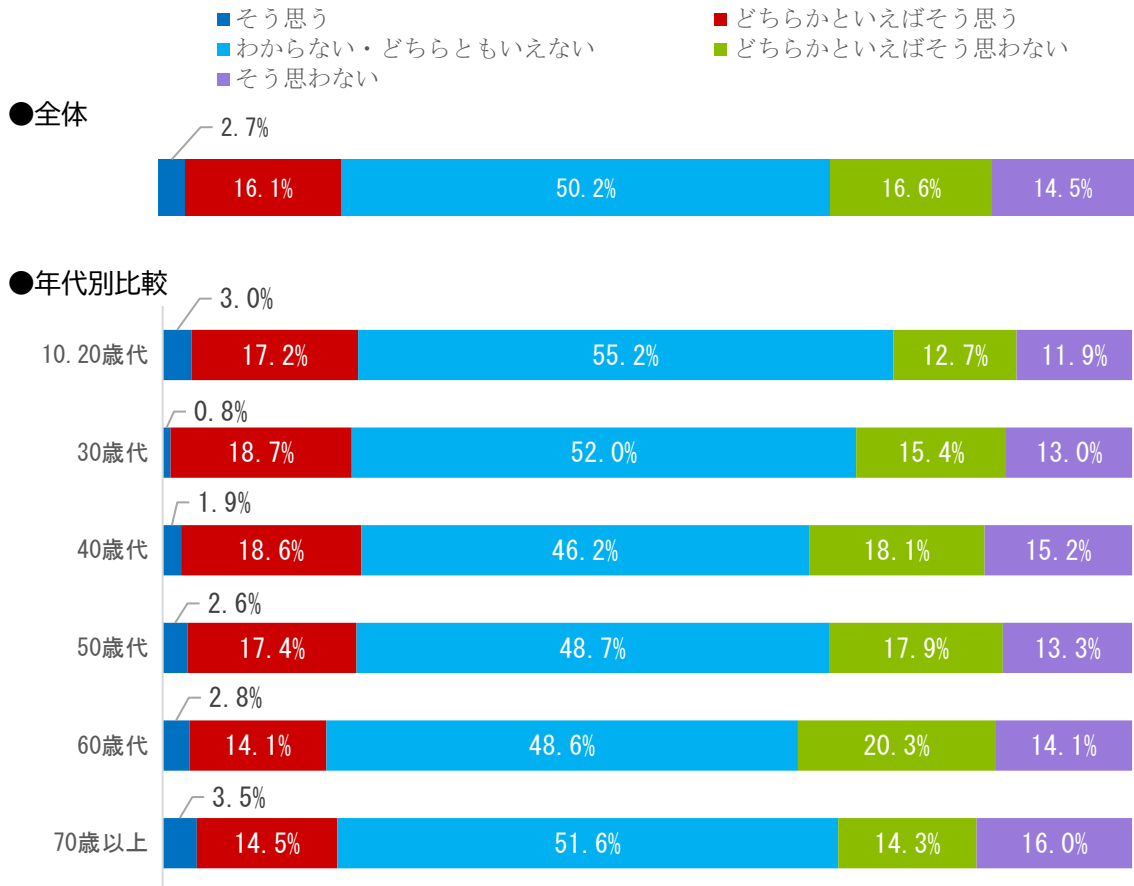
ここでは、「誰もが働けるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します」とし、施策の方向を定めます。

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますかとの問いに対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて18.8%で、前回に比べ3.6ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も43.8ポイント減少しました。年代別では、大きな差はみられない結果となりました。また、どうしたらよくなるかとの問いには、就労先の確保や職場の仕組みづくりといった雇用機会の確保の意見や職場環境の整備が必要であるといった、ハード面、ソフト面両方からの意見がありました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。



2 課題

- 社会構造や産業構造の変化に伴い、雇用情勢も変動します。市民生活の基盤である雇用の安定を図るためには、関係機関が連携し、求人と求職のミスマッチの改善など現況に即した雇用対策に取り組む必要があります。
- 高齢者、障害のある人等を始め誰もが個々の能力を生かし、自分らしく生きがいをもって働けるよう、雇用機会の拡大、新たな雇用分野の開拓に努め、さらには仕事と家庭との調和への配慮も必要です。
- 働く意欲のある人の職場定着を促進するためにも、事業者等の理解と意識啓発を推進し、職場環境の改善につながるよう働きかけることも必要です。
- また、職業訓練等を通じた職業能力の習得や向上、人材の育成支援など、就労につながる施策を推進していく必要があります。

3 施策の方向

(1) 誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。

(共生まちづくり課、福祉課、こども課、産業政策課)

① 雇用機会の創出

雇用環境の向上のため、事業者等への意識啓発や雇用促進を推進するほか、新たな雇用分野の開拓に努めます。

事業例

- ・ 関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催
- ・ 障害のある人の雇用機会創出のための分野開拓
- ・ 女性の活躍推進、男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の推進

② 職業能力や人材の育成

就労及び職場定着を促進するため、関係機関、企業等との連携を強化し、技術・技能の向上、人材の育成に取り組みます。

事業例

- ・ 障害のある人やひとり親家庭への資格取得費用の助成
- ・ 母子自立支援員による就労支援
- ・ 女性の再就職の支援

4 誰もが健康に暮らせるまちづくり

基本目標

誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します

医療の進歩とともに平均寿命が延びていく傾向にある中で、合わせて健康寿命^{※1}も延びていかないと、日常生活において制限のある期間が広がることになり、本人の生活の質が低下するだけでなく、介護をする家族の負担が大きくなることにもつながります。

市では、市民が心と体のすこやかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるよう、生涯を通じた健康維持を図るため、疾病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見・早期治療のため、各種予防接種や健康診査等を推進しています。

また、居住地域にかかわらず、市民が安定的に医療サービスを受けられるよう、市内の病院と診療所等との地域医療連携体制を構築したほか、安心して医療が受けられるような様々な制度を設け、支援しています。

高齢者への支援については、介護予防^{※2}や生きがいづくりを推進する一方、介護が必要になった人に対しては、一人ひとりの状態に応じ、適切なサービスを提供する環境整備に取り組んでいます。障害のある人については、障害の状態に応じた様々なサービスや社会参画を進めるための支援を行っています。また、子育ての不安感や孤立感を解消するため、子育て支援情報の提供、子育て相談等を行い、保護者同士の交流の場やネットワークづくりに努めています。

ここでは、「誰もが健康に暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

※1 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと（厚生労働省）

※2 介護予防

介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、また要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、福祉に関するサービスが整っていると思いますかとの問いに、「思う」、「どちらかといえばそう思う」と

答えた人は合わせて30.7%で、前回に比べ31.9ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も17.5ポイント減少しました。「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、年代が上がるにつれて、高くなる傾向となっています。どうすればよくなるかの問いには、「必要としている人がサービスの情報を知る必要がある」や「高齢者の増加に比べ施設が不足」など、情報発信の必要性や施設整備の拡充などの意見がありました。

- また、医療に関するサービスが整っていると思いますかとの問いに、「思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて35.2%で、前回に比べ24.9ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も15.3ポイント減少しました。どうすればよくなるかの問いには、「医療施設は整っているが専門の医師を増やすべき」、「病院はあるが通うことが難しいので送迎サービスがあるとよい」など、病院機能の強化や通院支援や往診対応の充実などの意見がありました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

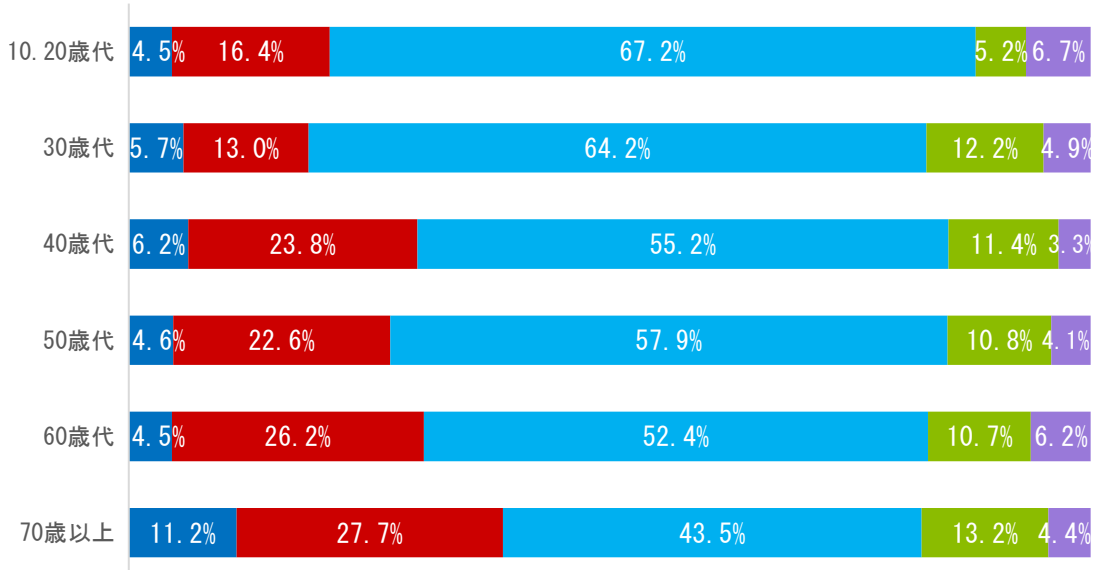
あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



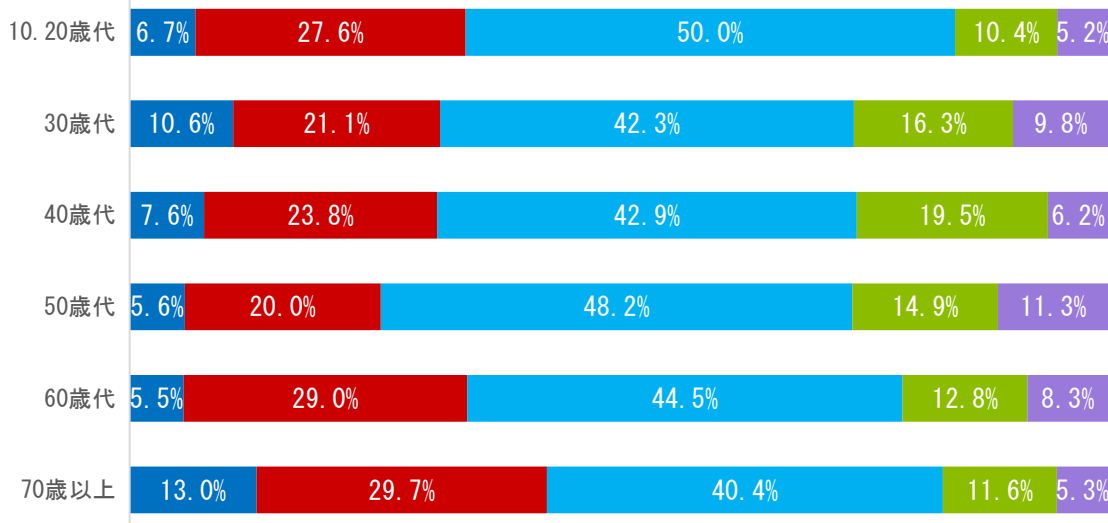
あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- 思わない

●全体



●年代別比較



2 課題

- 医療・福祉・介護サービスへのニーズが多様化し、高齢化が一層進む中、生涯を通じて安定したサービスを提供していくことが必要です。
- 自分らしく暮らせる健康寿命の延伸を図るためには、市民一人ひとりが適切な生活習慣の保持と健康づくりに取り組むことが大切であることから、市民にそれらに対する正しい知識を普及するとともに、市民の主体的な取組が行われるための環境の整備を図ることが必要です。
- 地域医療体制においては、特に中山間地域や過疎地域に設置されている診療所で、人口減少等に伴う患者数の減少や医師の地域偏在に対応した機能的な運営体制の整備が必要になっています。また、地域医療体制においては、軽症患者の適正受診についての更なる啓発が必要となっています。
- 高齢者が生き生きと暮らせるよう、介護予防や生きがいづくり・居場所づくりの推進をする取組が求められています。また、支援が必要な人の見守りなど地域で支える体制も必要となってきます。

- 障害のある人には、地域での自立した生活、外出・移動、社会参加に必要な支援を充実させる必要があります。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者のニーズを敏感に捉え、安心して子育てができる環境づくりを進める必要があります。

3 施策の方向

- (1) 誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。
(健康づくり推進課、保育課、学校教育課)
 - ① 健診・保健指導等の推進
各種予防接種や健康診査、保健指導等を実施し、年齢や障害の有無を問わず、市民のこころと体のすこやかさを保ちます。
事業例
 - ・妊婦・産婦・新生児への訪問指導、乳幼児健診
 - ・障害のある人と付き添いの家族を対象とした健診
- (2) 誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。
(地域医療推進室)
 - ① 地域医療体制の充実
必要な時に必要な医療が受けられるよう地域医療体制を確保します。
事業例
 - ・各診療所の開設
 - ・中ノ俣地区、吉川区川谷地区における患者輸送バスの定期運行
 - ・医療通訳ボランティアの派遣
- (3) 誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。
(福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、すこやかなくらし包括支援センター)
 - ① 高齢者福祉の推進
高齢者の介護予防や生きがいづくりに取り組むなど、誰もがその人らしい生活を継続できるよう支援します。
事業例
 - ・すこやかサロン（地域支え合い事業）における地域住民との交流や健康増進活動

② 障害者福祉の推進

障害のある人の状態に応じた様々なサービスを提供し、社会参画に関する環境整備に取り組みます。

事業例

- ・ 障害のある人へのタクシー利用料金助成、リフト付福祉バス
- ・ 手話通訳者等の養成・派遣

③ 子育て・療育支援の充実

保護者の生活実態や多様化するニーズを十分に踏まえた上で、子どものすこやかな育ちを育む支援に取り組みます。

事業例

- ・ こどもセンターや子育てひろばの運営
- ・ 病児保育事業、病後児保育事業
- ・ 24時間保育事業（ファミリーヘルプ保育園）
- ・ こども発達支援センターにおける相談や療育支援

5 誰もが互いに支え合うまちづくり

基本目標

共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します

人口減少や少子化、高齢化による社会情勢の変化に伴い家族や地縁が担ってきた機能に変化していく中、「誰もが支え・支えられるものである」という考え方の下、人と人、人と社会がつながり合う取り組みが生まれやすい環境が重要になってきます。

市では、市民活動促進の拠点としてNPO・ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関するニーズ情報の収集、提供及びボランティアをしたい人、してもらいたい人の仲介役を担うとともに、市民活動に必要なスペースや備品、情報を提供するなど、市民活動の促進に向けた意識啓発・周知・支援にも取り組んできました。このような取組により、市民の主体的な活動が広がりを見せつつある一方で、社会情勢の変化による地域の活力低下などの課題も懸念されています。

地域それぞれの実情を踏まえて、誰もが安心して暮らし、市民が社会参加しやすい環境を整えるため、地域や人が互いに支え合える仕組みを構築することが大切です。

ここでは、「誰もが互いに支え合うまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、ボランティア活動への参加について、「定期的・継続的にボランティアをしたことがある人(している)」、「単発的なボランティアをしたことがある」を合わせると、全体の41.2%の人が何らかのボランティアを経験しており、前回に比べ5.6ポイント増加しました。また、「したことはない」と答えた人は、55.7%で、前回より5.7ポイント減少しています。
- ボランティアを「したことがある人」、「関心がある人」を合わせると、全体の78.7%の人がボランティアに興味を持っているのに対し、実際にボランティアをしたことがある人はその半数に留まっています。
- また、ボランティアを「したことがある」、「関心がある」と答えた人を年代別で見ると、30歳代が最も多く、次いで10.20歳代、40歳代となっており、若い世代が多い結果となりました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

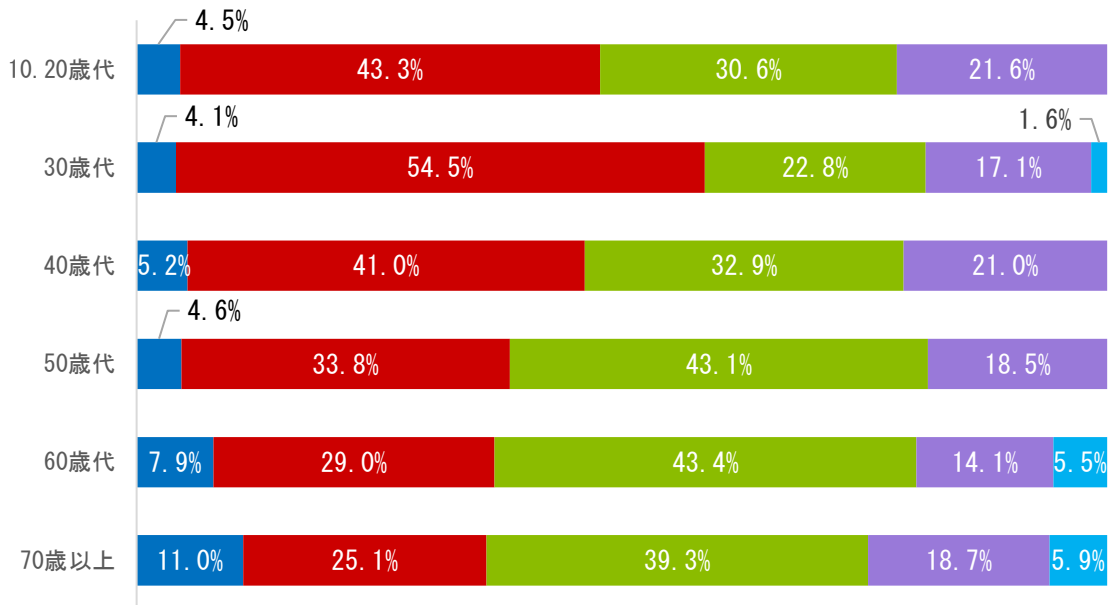
あなたは、ボランティアをしたことがありますか。

- 定期的・継続的にボランティアをしたことがある（している）
- 単発的なボランティアをしたことがある
- したことはないが、ボランティアに興味・関心はある
- したことはないし、ボランティアに興味・関心もない
- 未回答

●全体



●年代別比較



2 課題

- 少子化や高齢化、地域ごとの世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化などを背景に人間関係の希薄化や自主的なまちづくり活動の衰退、地域での課題解決力の低下が懸念されており、市民一人ひとりが地域や公共の課題を自らの課題として受け止め、解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、支援体制の整備を図っていく必要があります。
- ボランティアや市民活動等に関心のある人が、自主的に、できる範囲でまちづくりや支援に参加でき、また、支援や援助を受けたい人が受けたい時にサービスを受けられるよう、情報の受発信や相談窓口等の機能の更なる充実が必要です。

3 施策の方向

(1) ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。

(共生まちづくり課、高齢者支援課、すこやかにくらし包括支援センター、こども課)

① ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり

ボランティア活動への意識啓発やボランティアの育成を図るため、ボランティア活動等の情報提供、ボランティアをしたい人、してもらいたい人の仲介、相談等を行うとともに、住民組織の活性化や地域コミュニティが抱える課題を自主的に解決するための支援を強化します。

事業例

- ・ NPO・ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターの運営
- ・ 地域コミュニティが地域の課題解決に取り組むための支援としてのアドバイザー派遣
- ・ 地域の支え合い体制構築のための有償ボランティア養成
- ・ 高齢者見守り支援ネットワーク事業、認知症サポーター養成講座

6 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標

誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します

近年、全国で毎年のように人的被害を含む深刻な被害を及ぼす自然災害が発生し、異常気象の常態化も懸念されており、こうした災害の教訓を踏まえた災害への対応力の強化が求められています。また、日常生活においても、新たな手口で複雑・多様化する犯罪から市民を守る取組も求められています。

上越市も例外ではなく、その地勢・気候上の特性から、地震、水害、土砂災害、津波、突風、豪雪など、多種多様な自然災害を引き起こす要因が潜在しているほか、児童・生徒に対する不審者による声かけや高齢者を狙った特殊詐欺事件など、市民の身近なところで不安を感じる犯罪等も発生しています。

市では、災害等から市民の生命・身体・財産を守るため、地域防災計画に基づき、災害の予防等に必要な対策、災害時の初動マニュアルの作成などを進めたほか、危機管理に関する職員研修訓練を継続して実施し、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携体制の強化に努めてきました。

また、防犯対策についても、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画に基づき「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、各種施策に取り組むとともに、警察を始めとする関係機関との連携を強化し、様々な予防策を進めてきました。

今後も、防災・防犯対策の更なる強化を図るとともに、自助・共助の力を生かした地域防災力の向上と自主防犯意識の高揚に一層努める必要があります。

ここでは、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、災害時にどのように行動すればよいか「知っている」、「どちらかといえば知っている」と答えた人は合わせて 69.5%で、前回に比べ 4.1 ポイント減少しました。一方で、「知らない」、「どちらかといえば知らない」と答えた人は合わせて 27.3%で、前回より 3.6 ポイント増加しています。年代別で見ると、大きな差は見られない結果となりました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

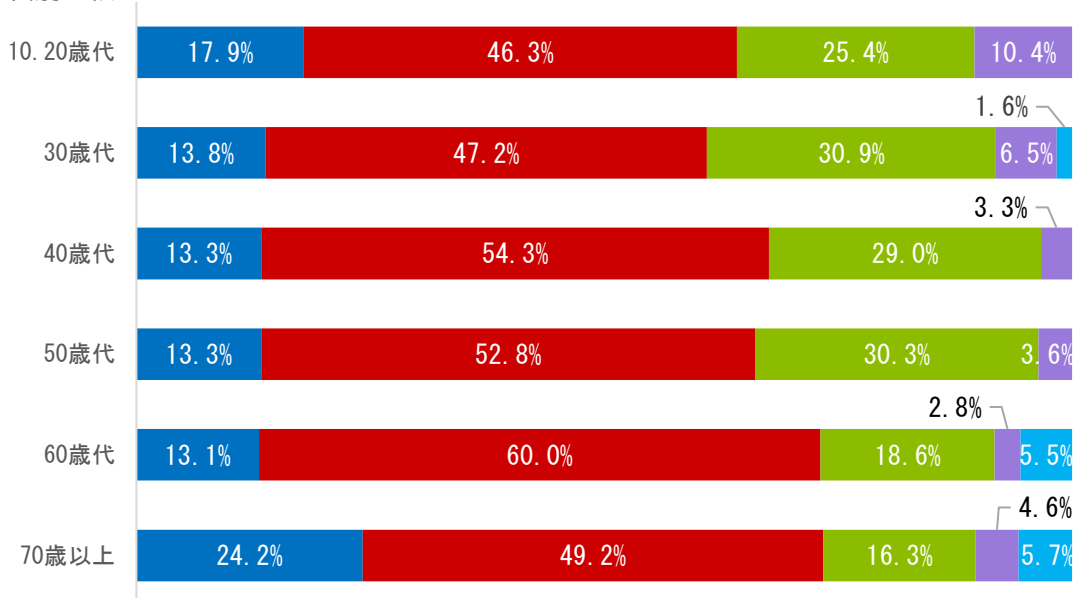
あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。

- 知っている
- どちらかといえば知っている
- どちらかといえば知らない
- 知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



2 課題

- 災害による被害の未然防止又は軽減を図り、災害発生時に迅速に対応するためには、的確な情報発信やハザードマップの提供等を通じた災害への対応力の強化が必要です。
- 高齢者、障害のある人、けがや病気の人、子ども、外国人など、災害についての知識不足や情報入手が困難、自力での避難が困難な人を支援する取組を強化することも必要です。
- 避難所の運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対する配慮やプライバシーの確保、多様性を考慮するとともに、感染症等にも配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う必要があります。

- また、高齢化や担い手不足が自主防災活動の減退につながり、組織の維持あるいは結成自体が困難となる状況も見られます。こうしたことから、自助・共助の力を生かした自主防災組織の活動を更に支援していくとともに、町内会の範囲を超えた支援体制の構築も必要となっています。
- 冬期間における安全安心な生活環境を維持するため、車両や歩行者の通行空間を確保するほか、集落内の生活道路や住居の除雪を支援する体制も必要です。
- 高齢者等を狙った特殊詐欺など犯罪が巧妙化・多様化していることから、地域における世帯構成の変化や高齢化の進行などを踏まえ、市民や関係機関・団体などとの連携による地域ぐるみの防犯活動を展開していく必要があります。

3 施策の方向

- (1) 防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。

(危機管理課、市民安全課、福祉課、高齢者支援課)

① 防災対策や避難支援体制の充実

災害時に被害を防止又は軽減するため、的確な情報発信と避難体制の整備に取り組めます。

事業例

- ・安全メール、防災行政無線等による情報発信
- ・要配慮者に配慮した災害対応計画・避難体制の整備
- ・避難行動要支援者※名簿の作成

② 自主防災活動の推進

災害時に地域の災害対応力が発揮できるよう、自主防災組織の活動を支援します。

事業例

- ・自主防災組織への防災アドバイザーの派遣
- ・防災士の養成

- (2) 防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(市民安全課)

① 防犯対策の充実

安全で安心な地域社会を実現するための「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」に向けた施策に取り組めます。

事業例

- ・的確な防犯情報の提供と広報啓発活動の推進
- ・互いが助け合う地域社会の形成に向けた支援
- ・犯罪の起こりにくい環境づくりの推進

(3) 冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。

(市民安全課、自治・地域振興課、共生まちづくり課、高齢者支援課、雪対策室)

① 除雪対策の充実

道路・歩道の除雪により安全に通行できる空間を確保するとともに、住居周辺の除雪についても労力の確保や協力体制を整備します。

事業例

- ・要援護世帯の雪害時の安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集
- ・小中学校の通学路や主要生活道路の除雪の推進
- ・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援
- ・災害連携ボランティア推進会議による支援

※避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

7 誰もが快適に暮らせるまちづくり

基本目標

公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します

住宅で生活したり施設等を利用する際に大きな障壁となるのが、入口などの段差、階段、路上の放置自転車、あるいは車椅子を使用している人が使いにくい狭いトイレなど、目に見えたり、本人が実感する「物理的障壁」です。

市では、誰もが安全、安心して快適に利用できる施設整備を推進するため「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づき、公共施設の整備を進めています。また、多くの人が利用する民間の公共的施設についても、「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づき、安全かつ快適に利用できる構造及び設備となるよう事業者への指導や助言を行っています。

また、高齢者や障害のある人が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅リフォームに対する支援をしてきました。

建物、設備やまちのユニバーサルデザイン化は徐々に図られてきているものの、まだまだ物理的障壁によって不便を感じる場面も多く、更なる整備が求められますが、同時にそれらを利用する人が互いに思いやり、助け合うなど、意識上の障壁の解消、すなわち「心のユニバーサルデザイン」の推進も必要となります。

ここでは、「誰もが快適に暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 令和2年度における「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づく全対象施設の指針適合率は66.36%であり、当初の平成19年調査の51.42%に比べ、14.94ポイント上昇しました。
- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、市の施設について、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できていると思いますかとの問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて26.1%で、前回に比べ31.3ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も19.9ポイント減少しました。年代別で見ると、大きな差はみられない結果となりました。どうすればよくなるかとの問いには、古い施設はバリアフリー化されてい

ないなど、施設のバリアフリー化の整備やメンテナンスの必要性などの意見が多くありました。

- 一方、民間施設については「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて30.7%で、前回に比べ16.2ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も27.7ポイント減少しました。こちらも年代別で見ると、大きな差はみられない結果となりました。どうすればよくなるかとの問いには、市の施設に同じく、施設のバリアフリー化の整備の意見が多くありました。
- また、自分の住宅が安全で快適に生活できる住宅であると思いますかとの問いに、「そう思う」、「どちらかというそう思う」と答えた人は合わせて26.6%で、年代別で見ると、30歳代、70歳以上が他の年代より上回っていました。どうすればよくなるかとの問いには、「バリアフリー化のリフォームの必要性」や「手すりの設置」などの意見がある一方、「費用面への支援」の要望などの意見もありました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

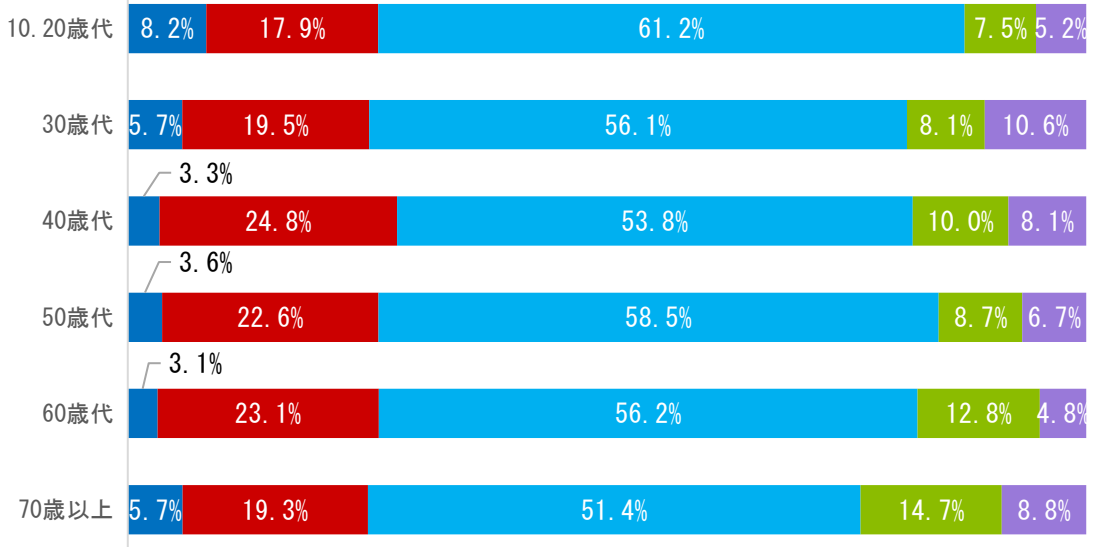
市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。



●全体



●年代別比較



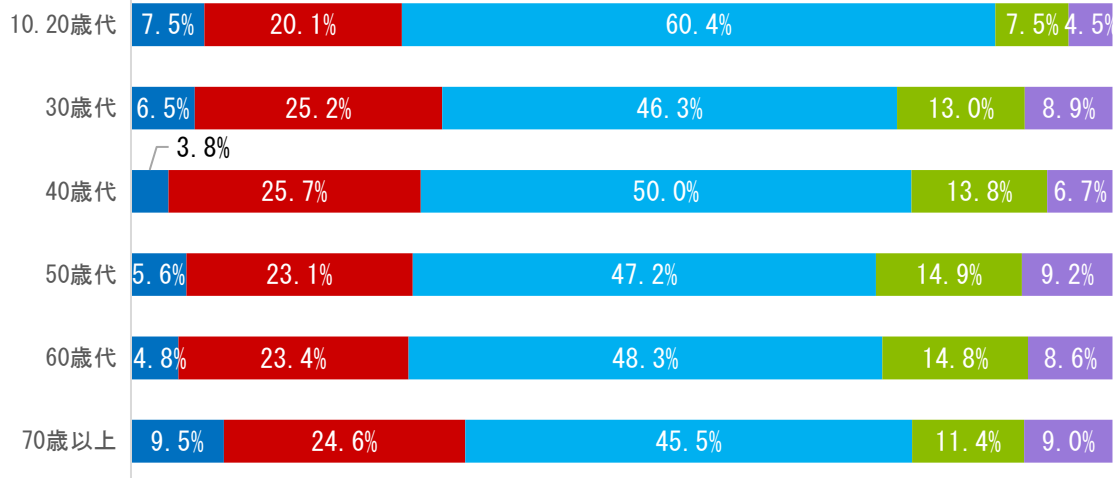
民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



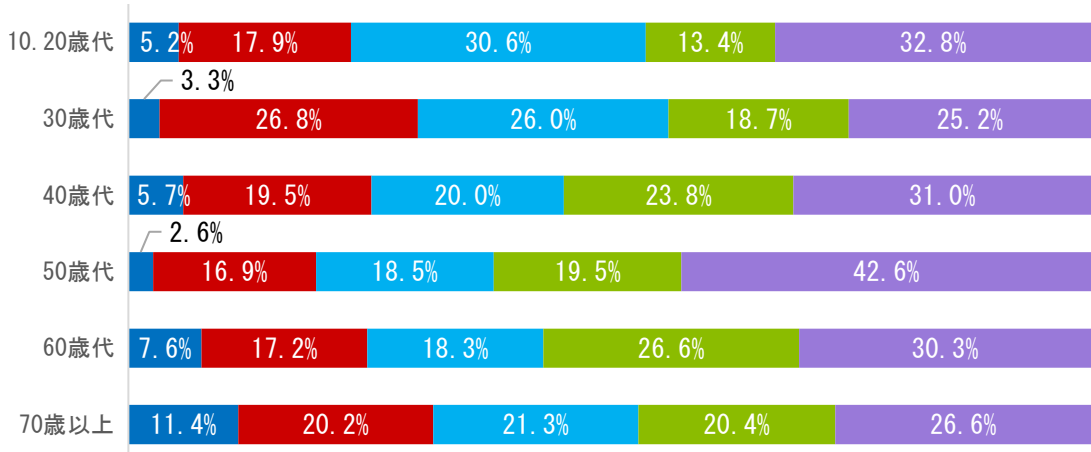
あなたの住宅は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



2 課題

- 全ての公共施設などにおいて、高齢者や若者、障害のある人やない人、子どもや妊婦、外国人など、誰もが安全・安心で快適に利用できるような環境が整っているわけではありません。計画的に、できるだけ多くの人々が利用しやすい施設に近づけていくため、市と事業者はユニバーサルデザインの視点を常に意識し、人にやさしい施設の整備に努める必要があります。また、環境が整っていないくても、人が支援することで利用できるようになるという視点から、あわせて互いの立場に立って互いを思いやる意識を高めていく必要もあります。
- 誰もが安心して暮らせる家づくりは、現に障害のある人だけの問題ではなく、将来を見据え誰もが直面する問題として認識してもらうことが必要です。誰もがいつでも、いくつになっても快適に暮らせる住宅が増えていくことが必要です。

3 施策の方向

- (1) 誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。
(共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課 ほか)
 - ① 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進
市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づく整備を推進します。
事業例
 - ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設（学校施設・福祉施設・集会場等・スポーツ施設等）の整備
 - ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置
 - ② 民間施設におけるユニバーサルデザインの推進
民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。
事業例
 - ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言
 - ③ 誰もが暮らしやすい居住環境の整備
高齢者や障害のある人などが在宅で自立した生活ができるよう、住宅リフォームを支援します。
事業例
 - ・高齢者、障害のある人の住宅リフォーム補助金の交付

8 誰もが移動しやすいまちづくり

基本目標

誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します

近年、高齢化の進行や運転免許証の自主返納者の増加に伴い、公共交通に対し、これまで以上にきめ細やかで利便性の高い移動手段としての役割が求められています。

そのため、市では乗合タクシーや市営バスへの転換など、バス路線の再編を進めるとともに、公共交通での対応が困難である地域においては、住民が主体となって行う互助による輸送の取組を支援したほか、地域内の鉄道の経営支援や、これらの公共交通機関の利用促進と利便性向上に取り組んできました。

また、道路や橋梁などの市民生活に欠かせないインフラ整備については、長寿命化対策や各種整備計画に基づく効率的かつ効果的な施設整備に取り組んできました。また、今日の車社会の中にあって歩道に求められる「安全な歩行者空間の確保」という観点から、通学路はもちろんのこと、幹線道路で自動車交通量が多く交通事故発生の恐れがある区間や駅、公園周辺など多くの人が集まる場所の整備を優先的に行ってきました。

市民の安全・安心で快適な日常生活を支えるとともに、誰もが自由に移動でき、地域の様々な活動への参加を促進するため、歩道・道路の整備のほか、持続可能な公共交通ネットワークの構築にも取り組んでいく必要があります。

ここでは、「誰もが移動しやすいまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

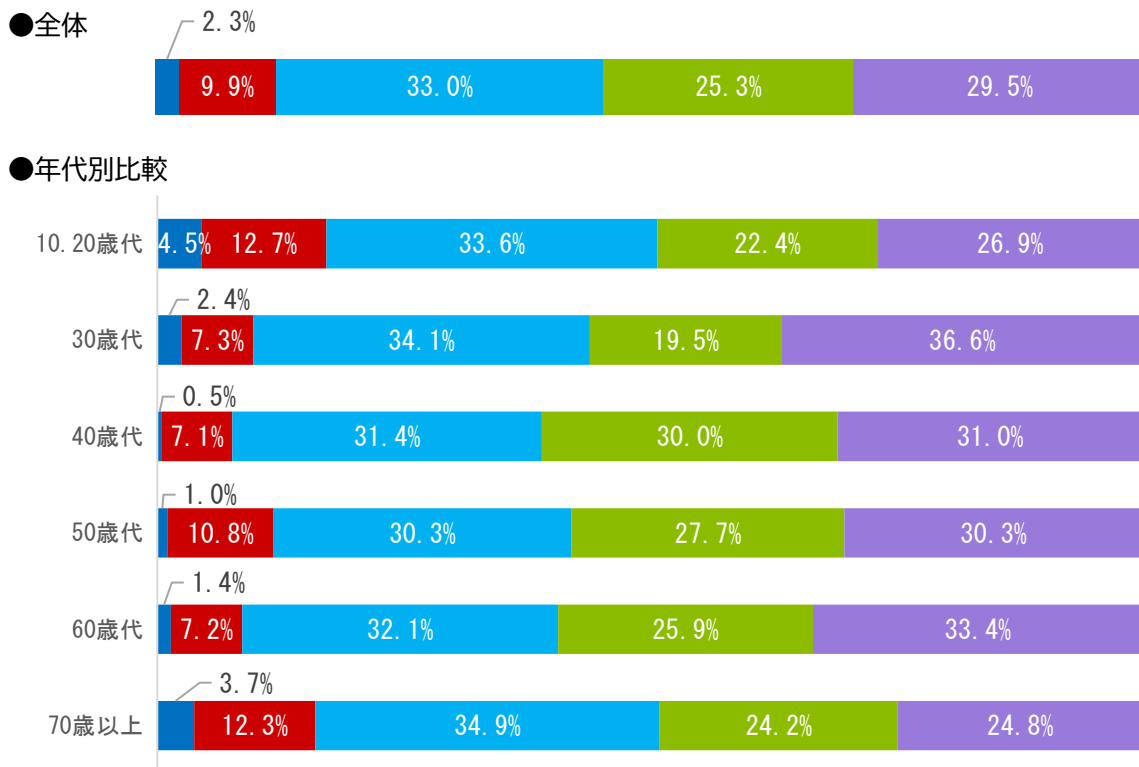
- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、歩道や道路は、高齢者、障害者等が安全で安心して利用できていると思いますかとの問いに対し、「思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて12.2%で、前回に比べ16.3ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も15.5ポイント減少しました。どうしたらよくなるかとの問いには、「古い道路は段差があるため計画的な改修が必要である」や「歩道の拡幅」などのご意見がありました。また、「歩道の途中に椅子があると休むことでよい」といった意見もありました。

○ また、鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できていると思いますかとの問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて10.3%で、前回に比べ18.2ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も33.8ポイント減少しました。「思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別で見ると、10.20歳代が他の年代より上回っていました。どうしたらよくなるかとの問いには、「鉄道や路線バスの増便」、「電車やバス、それらの施設のバリアフリー化」などの意見がある一方、「人的支援の協力体制が必要である」との意見もありました。

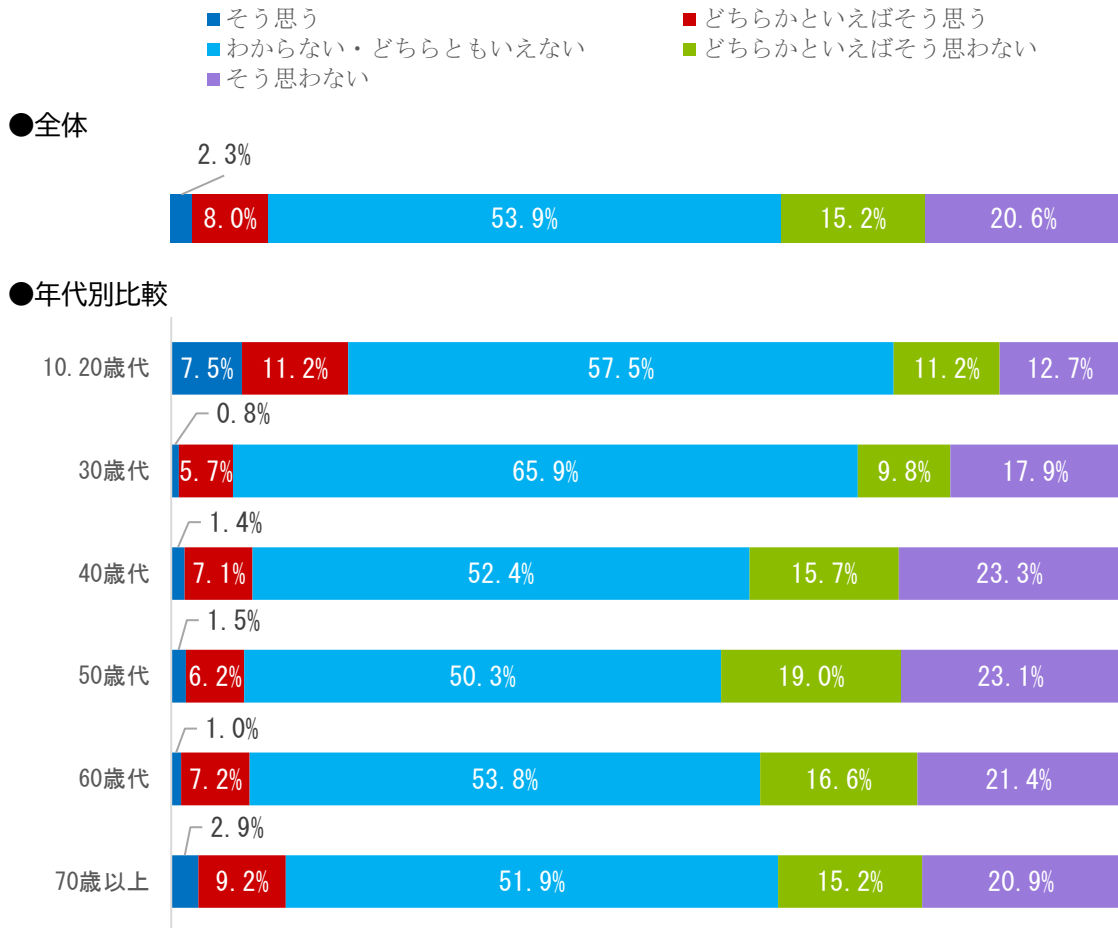
令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない



鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。



2 課題

- 高齢者や障害のある人、妊婦や育児中の親、小・中・高校生、運転免許を持たない人など、誰もが自由に行動範囲を広げ、多くの人々の社会参加を促進するためにも、安全で安心な移動を支える公共交通を含めた移動手段の確保が重要となります。そのため、引き続き、地域の実情に即した路線バスや鉄道の運行に加え、各地域で取り組まれている様々な輸送サービスを活用しながら、目的地に到達できる環境整備と情報提供を検討していく必要があります。
- 経済活動や日常生活に欠くことのできないインフラである道路は、老朽化や劣化した道路機能の維持や更新、安全の確保、防災機能の向上など、利用者が必要とする整備が求められています。また、高齢者や障害のある人、ベビーカーを使用する人などには利用しにくい状態の箇所もあることから、継続して、誰もが安心して利用できるよう、歩道機能の向上なども含め、整備が求められています。

3 施策の方向

(1) 誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。

(交通政策課、福祉課)

① 地域公共交通の利便性の向上

地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保するとともに、分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。

事業例

- ・ 利便性、持続可能性に配慮したバス路線の再編
- ・ 住民が主体となって行う互助による輸送の取組への支援
- ・ 分かりやすい路線系統表示や時刻表の作成

(2) 誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。

(市民安全課、道路課)

① 安全・安心な歩道・道路の整備

誰もが安全に安心して移動できるよう、歩道、道路の整備を推進します。

事業例

- ・ 歩道・道路整備の推進
- ・ 防犯灯・カーブミラーの整備

第4章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

この推進計画は、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを目指し、あらゆる障壁を取り除く「人にやさしいまちづくり」を推進するため、市がとるべき方針や施策の方向を体系的に示したものです。

これを効果的に推進し、「人にやさしいまち」を実現するためにも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第3条から第5条に示しているように、「市」、「事業者」、「市民」のそれぞれが理解と協力、努力をすることが必要です。

1 「心のユニバーサルデザイン」の推進

誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちをつくるためには、全ての人の理解と協力、努力が必要不可欠です。その根本にあるのは、全ての人の心・意識であり、無意識のものも含め、偏見や差別をなくす意識上の障壁の解消、すなわち「心のユニバーサルデザイン」を推進する必要があります。

人は生まれてから亡くなるまで、赤ちゃん、学生、労働者、高齢者など人生の各段階を過ごします。時には病気にかかってしまったり、体が不自由になってしまったりする可能性もあります。誰もが様々な出来事や時期を経験する可能性を秘めており、人生の各段階で、不安や求めるものは変わっていきます。

あらゆる障壁を取り除き、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、誰もが安全に安心して、快適に暮らせるまちを目指す、人にやさしいまちづくりは、未来・将来の不安を少しでも解消し、誰もが明るく、そして希望を持って未来・将来に向かえるまちづくりでもあります。

全ての人が、自分以外の人に対しても、将来の自分、過去の自分、誰にでも起こり得るという意識で接することができれば、自然に意識上の障壁は取り払われ、人が人にやさしいまち、本当の「人にやさしいまち」が実現します。

市では、心のユニバーサルデザインを含む人にやさしいまちづくりの精神とその必要性を積極的な啓発活動を通じ、市・事業者・市民に浸透させるとともに、それぞれが心のユニバーサルデザインを実践することにより、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

2 市としての取組

市は、啓発活動や学習機会の提供を通じ、市・事業者・市民の心のユニバーサルデザインを積極的に推進するとともに、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に定める責務を果たし、市・事業者・市民が一緒にあらゆる障壁のない、人にやさしいまちづくりに取り組む環境づくりを進めます。

○市の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、市の責務として、次のことを定めています。

①基本的かつ総合的な施策の策定、実施

市は、「人にやさしいまちづくり」について、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に挙げられた基本的施策等を盛り込んだ推進計画を策定し、実施します。

②市・事業者・市民の連携への支援

市は、市、事業者及び市民が相互に連携を図ることができるように、市民からの要望を事業者に伝えるほか、各種行事の共同開催などの必要な措置を講じます。

③事業者・市民への支援

市は、助言、指導、財政的支援などの各種支援策等を推進することにより、事業者及び市民が行う「人にやさしいまちづくり」に関する活動を支援するように努めます。

○推進計画の積極的な推進

市は、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」を積極的かつ効果的に推進し、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを目指します。

そのため、心のユニバーサルデザインを基本に据えながら、この推進計画が定める「誰もが理解し合えるまちづくり」「誰もが学べるまちづくり」「誰もが働けるまちづくり」「誰もが健康に暮らせるまちづくり」「誰もが互いに支え合うまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「誰もが快適に暮らせるまちづくり」「誰もが移動しやすいまちづくり」を市民や事業者、関係機関の意見や協力を得ながら進めて行くとともに、これら8つの柱が個々に展開するのではなく、しっかりと結びつくよう調整を図ります。

3 市民の協力

人にやさしいまちづくりが目指す、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを実現するためには、住民一人ひとりが意識上の障壁を取り払い、人にやさしいまちづくりの精神を理解することが必要不可欠です。

性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、世代を超え、立場を超えた、全ての人に参加し、様々な発想や視点でまちづくりを進めることができれば、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちに近づいていきます。

○市民の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、市民の責務として次のことを定めています。

①人にやさしいまちづくりへの理解と実践

市民は、人にやさしいまちづくりについての理解を深めるとともに、自ら人にやさしいまちづくりに努めなければなりません。

②施設等の利用の妨げの禁止

市民は、高齢者や障害のある人等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはなりません。

③市の施策への協力

市民は、市が行う人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとします。

このほか、市民は、住宅の新築、増築及び改修をしようとするときは、高齢者、障害のある人等の安全かつ快適な生活に配慮するように努めなければなりません。

○市民活動の推進

上越市では、平成26(2014)年に策定した「上越市第6次総合計画」の基本政策に「市民が個性と能力を発揮できるまちの実現」「市民が主体のまちづくり」を位置付け、市民活動の促進を図っています。

地域社会への貢献等を目的として幅広い活動を行っているNPOやボランティア団体は、市・事業者・市民に次ぐ新たな協力機関として、また、市民や事業者の社会参加の新たな形態として、人にやさしいまちづくりの推進に重要な役割を果たすものと期待されています。

4 事業者の協力

事業者は、その事業活動の中で、様々な社会的責任を負いながら、サービスや商品等を社会に提供しています。

様々な社会的責任には、法律を守ること、社会に対して有用な財貨やサービスを適正な価格で提供すること、そしてその事業活動において従業員を雇用していれば、給料を保障することによりその従業員の生活を守ることなどがあります。近年、特に重視されているのは、より健全な社会の構築に参加し貢献する責任です。

まちづくりを担う一員として、条例は、事業者の人にやさしいまちづくりへの協力を求めています。一方で、事業者にとっても、誰もが利用でき、参加できるという「人にやさしいまちづくり」の視点は、誰もが利用できる商品やサービスの提供を促し、その利用者層が厚くなることにより新たな利益を生み出すことにつながります。

○事業者の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、事業者の責務について次のように定めています。

①事業活動における配慮

事業者は、その事業活動を行うに当たり、施設等の案内、商品開発、商品の説明などにおいて、人にやさしいまちづくりに努めなければなりません。

②施設等の利用の妨げの禁止

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自動販売機、看板の歩道へのはみ出しや迷惑駐車などにより、高齢者、障害のある人等の円滑な移動や施設等の利用を妨げてはなりません。また、直接間接を問わず入店、入館、宿泊等のサービスの提供を受けることを妨げてはなりません。

③市の施策への協力

事業者は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する各種施策に協力するものとします。

このほか、事業者は、施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害のある人等の安全かつ快適な利用に配慮するように努めるとともに、所有又は管理する施設について、災害時に高齢者、障害のある人等が円滑に避難できるように必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

5 計画の進捗管理

人にやさしいまちづくりが着実に進んでいるかどうかチェックする機関として、条例に基づき「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置しています。

推進会議は、高齢者、障害のある人、事業者、学識経験者などで構成し、人にやさしいまちづくりの進捗状況だけでなく、市が行う人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項や重要事項を調査審議する機関です。

○推進計画の進捗管理

市は、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」に基づき実施する各事業について、「実施計画」を作成し、年度ごとに目標を定めて実施し、その進捗状況を管理します。

○推進計画の進捗状況の報告

市は、毎年度、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」に基づく「実施計画」の進捗状況を「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」に報告します。

○人にやさしいまちづくりに関する調査

推進会議は、市長の諮問に応じ調査や審議を行うほか、人にやさしいまちづくりの推進に関して市長に意見を述べるすることができます。

資料編

○上越市人にやさしいまちづくり条例

平成11年3月24日

条例第1号

改正 平成15年9月30日条例第35号

平成19年9月30日条例第11号

平成21年3月27日条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 基本方針等（第6条—第15条）

第3章 施設等の整備（第16条—第19条）

第4章 推進会議（第20条—第23条）

附則

人間としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、住み慣れた地域で安心して生活することができる社会の実現は、私たちすべての市民の願いである。

こうした社会を実現するためには、男性も女性も、若いも若きも、障害のある人もない人も、ともに支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含め、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組んでいかなければならない。

上越市は、四季折々の美しい自然に抱かれ、薫り高い文化と、こまやかな人の心を育んできた。このかけがえのない風土を礎に、私たちは、すべての人にやさしいまちづくりを進めることを固く決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって人にやさしいまちづくりを推進することにより、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民の基本的な権利が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人にやさしいまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民が安全かつ快適に生活できるよう、あらゆる障壁のない社会環境の整備を図ることをいう。
- (2) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、子供、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とするものをいう。
- (3) 施設等 施設（設備を含む。以下同じ。）及び公共車両等をいう。
- (4) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等をいう。

（市の責務）

第3条 市は、人にやさしいまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、人にやさしいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民が相互に連携を図ることができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、事業者及び市民が行う人にやさしいまちづくりに関する活動を支援するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人にやさしいまちづくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、高齢者、障害者等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはならない。
- 3 事業者は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、人にやさしいまちづくりについての理解を深め、自らそれに努めなければならない。

- 2 市民は、高齢者、障害者等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはならない。
- 3 市民は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

第2章 基本方針等

（施策の策定等に係る指針）

第6条 市は、次に掲げる事項を基本として、人にやさしいまちづくりに関する施策を

策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 事業者及び市民が人にやさしいまちづくりについての理解を深め、積極的にこれを推進しようとする意識の高揚を図ること。
- (2) すべての市民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加できるような社会環境の整備を図ること。

(推進計画の策定)

第7条 市長は、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、推進計画を策定するときは、あらかじめ上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴かななければならない。

(広報活動の充実等)

第8条 市は、人にやさしいまちづくりについて事業者及び市民が理解を深め、自発的に活動することを促進するため、人にやさしいまちづくりに関する広報活動を充実させるとともに、教育及び学習の振興に必要な施策を推進しなければならない。

(教育環境の整備)

第9条 市は、高齢者、障害者等の学習の機会の確保を図るため、高齢者、障害者等に配慮した教育環境の整備に必要な施策を推進しなければならない。

(就業の機会の確保等)

第10条 市は、高齢者、障害者等（子供を除く。以下この条において同じ。）の就業の機会が確保され、及び高齢者、障害者等に配慮した職場環境が整備されるように、事業者に対し必要な要請を行うものとする。

- 2 事業者は、高齢者、障害者等の就業の機会の確保及びその雇用する高齢者、障害者等に配慮した職場環境の整備に努めなければならない。

(保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供)

第11条 市は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉に関するサービスが効果的に提供されるように必要な施策を推進しなければならない。

(ボランティア活動の促進)

第12条 市は、事業者及び市民並びに特定非営利活動法人が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるように必要な施策を推進しなければならない。

い。

(防災上の配慮等)

第13条 市は、防災、除雪等に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設等の確保等に必要な施策を推進しなければならない。

(重点推進地域の指定)

第14条 市長は、人にやさしいまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を期間を定めて重点推進地域として指定することができる。

2 市長は、重点推進地域を指定するときは、あらかじめ上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴かななければならない。

(報告等)

第15条 市長は、この条例に基づいて実施した施策について、毎年、上越市人にやさしいまちづくり推進会議に報告し、及び市民に公表しなければならない。

第3章 施設等の整備

(市の施設の整備)

第16条 市は、その所有し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、及び整備を進めるように努めなければならない。

2 市は、市の施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）第10条の規定に基づき策定された基準

(2) 推進計画に基づき市長が策定する公共建築物ユニバーサルデザイン指針

3 市長は、市の施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、必要に応じて上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴くものとする。

(事業者の施設の整備)

第17条 事業者は、施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用に配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、災害時に高齢者、障害者等が円滑に避難できるように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(住宅の整備等)

第18条 市民は、住宅の新築、増築及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者

等の安全かつ快適な生活に配慮するように努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等の安全かつ快適な生活に配慮した住宅を供給するように努めなければならない。

3 市は、高齢者、障害者等の居住環境を改善するため、必要な施策を推進しなければならない。

(公共車両等の整備等)

第19条 公共車両等を所有し、管理し、又は運行する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用が図られるように努めなければならない。

2 市は、高齢者、障害者等の安全かつ快適な交通機関の利用が図られるように必要な施策を推進しなければならない。

第4章 推進会議

(設置)

第20条 人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市人にやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、人にやさしいまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 高齢者、障害者等
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第22条 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第12号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

上越市人にやさしいまちづくりに関する 市民意識調査結果報告書

令和 2 年 11 月調査

共生まちづくり課

上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

■ 調査の概要

1 調査の目的

第4次人にやさしいまちづくり推進計画の評価指標の達成状況を確認し、今後の施策の方向性を検証する。

2 調査の方法等（比較前回調査実施年度：平成27年度）

(1) 調査地域

上越市全域

(2) 調査対象

上越市内に在住する満18歳以上の男女4,000人

【前回：上越市内に在住する満20歳以上の男女4,000人】

(3) 抽出方法

令和2年10月1日現在の住民基本台帳から28の地域自治区別、男女別、年齢階層別（10・20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の6階層）の人口割合に応じて無作為抽出

(4) 調査方法

調査用紙を郵送で配付し、郵送又はオンラインで回答

【前回：郵送のみ】

(5) 調査期間

令和2年10月28日～11月25日

【前回：平成28年3月11日～3月28日】

3 回収状況

回収数 1,407（うち、オンライン 291 …20.68%） 有効回答率 35.2%

【前回：回収数 1,798、有効回答率 45%】

4 回答者の内訳

地域	性別	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
13区	男	19人	12人	33人	29人	60人	73人	226人
		1.4%	0.9%	2.3%	2.1%	4.3%	5.2%	16.1%
	女	18人	15人	31人	35人	77人	97人	273人
		1.3%	1.1%	2.2%	2.5%	5.5%	6.9%	19.4%
合併前 上越	男	51人	45人	61人	56人	66人	120人	399人
		3.6%	3.2%	4.3%	4.0%	4.7%	8.5%	28.4%
	女	46人	51人	85人	75人	87人	165人	509人
		3.3%	3.6%	6.0%	5.3%	6.2%	11.7%	36.2%
	男	70人	57人	94人	85人	126人	193人	625人
		5.0%	4.1%	6.7%	6.0%	9.0%	13.7%	44.4%
	女	64人	66人	116人	110人	164人	262人	782人
		4.5%	4.7%	8.2%	7.8%	11.7%	18.6%	55.6%
	計	134人	123人	210人	195人	290人	455人	1,407人
		9.5%	8.7%	14.9%	13.9%	20.6%	32.3%	100.0%

5 調査結果の注意事項

- ・調査結果の数値を割合「%」で表示した場合の母数を図表では「n」と表示している。
「n」の表示がない場合の母数は、本調査の有効回答数 1,407 である。
- ・回答の比率 (%) は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までを表示している。したがって、比率の合計は必ずしも 100%ではない場合 (99.9%又は 100.1% など) がある。

6 調査結果

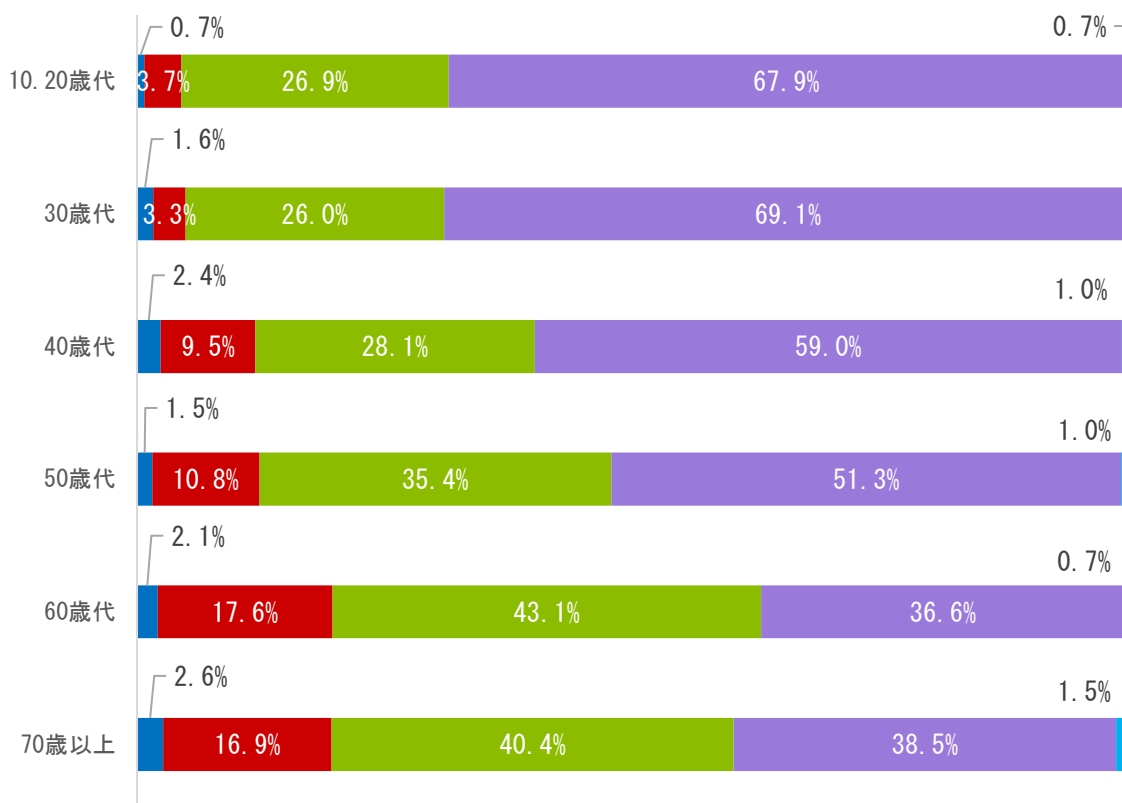
問1 市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて14.8%であった。
- ・年代が若くなるにつれて認知度が低くなっている。

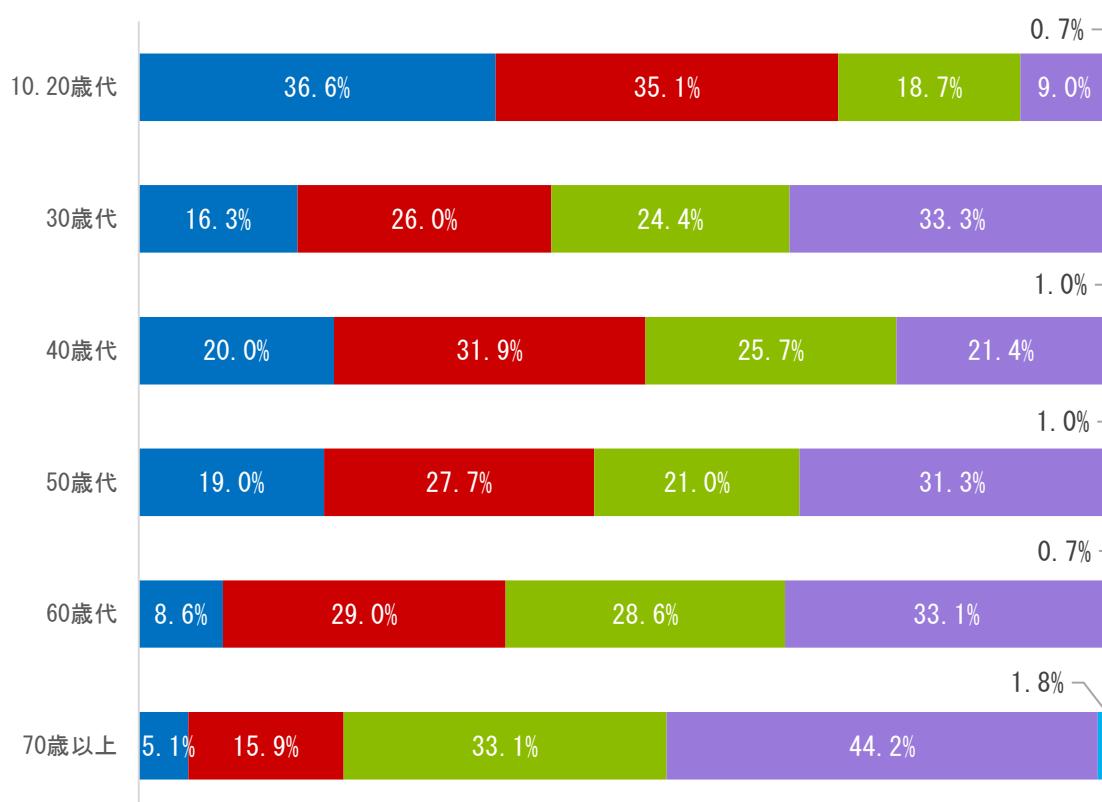
問2 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



【結果】

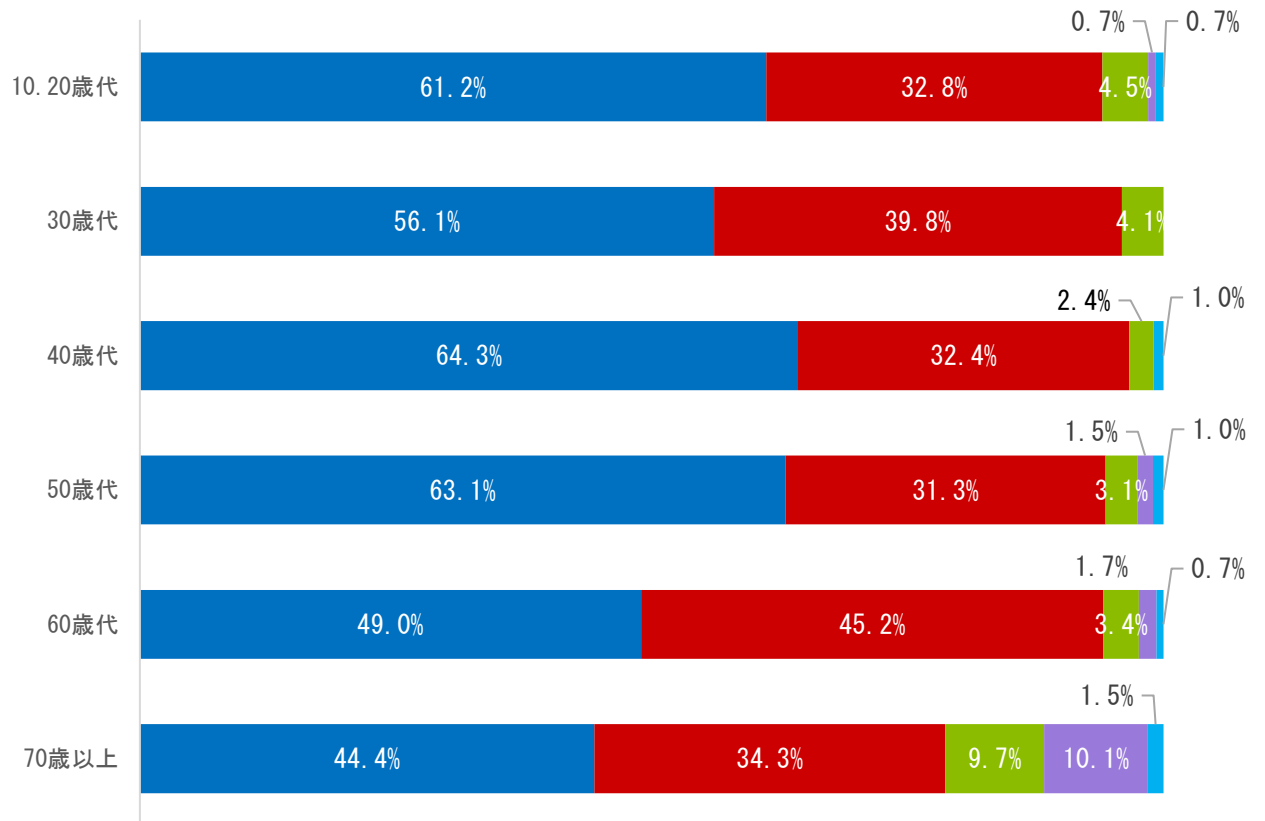
- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて39.3%であった。
- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人の年代別での割合は、10.20歳代で約7割、30歳代から50歳代で5割前後の一方、60歳代で37.6%、70歳以上で21.0%となっており、若い世代で認知度が高い結果となっている。

問3 あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答



●年代別比較



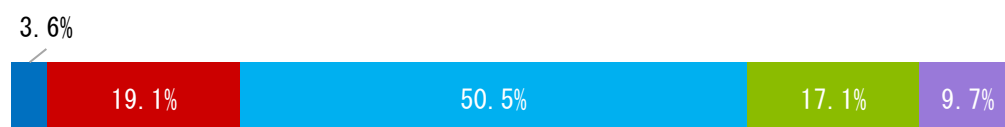
【結果】

- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人が合わせて 89.7%であった。
- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人の年代別での割合は、70歳以上を除く全ての年代で、言葉と内容の認知度が9割以上に達している。

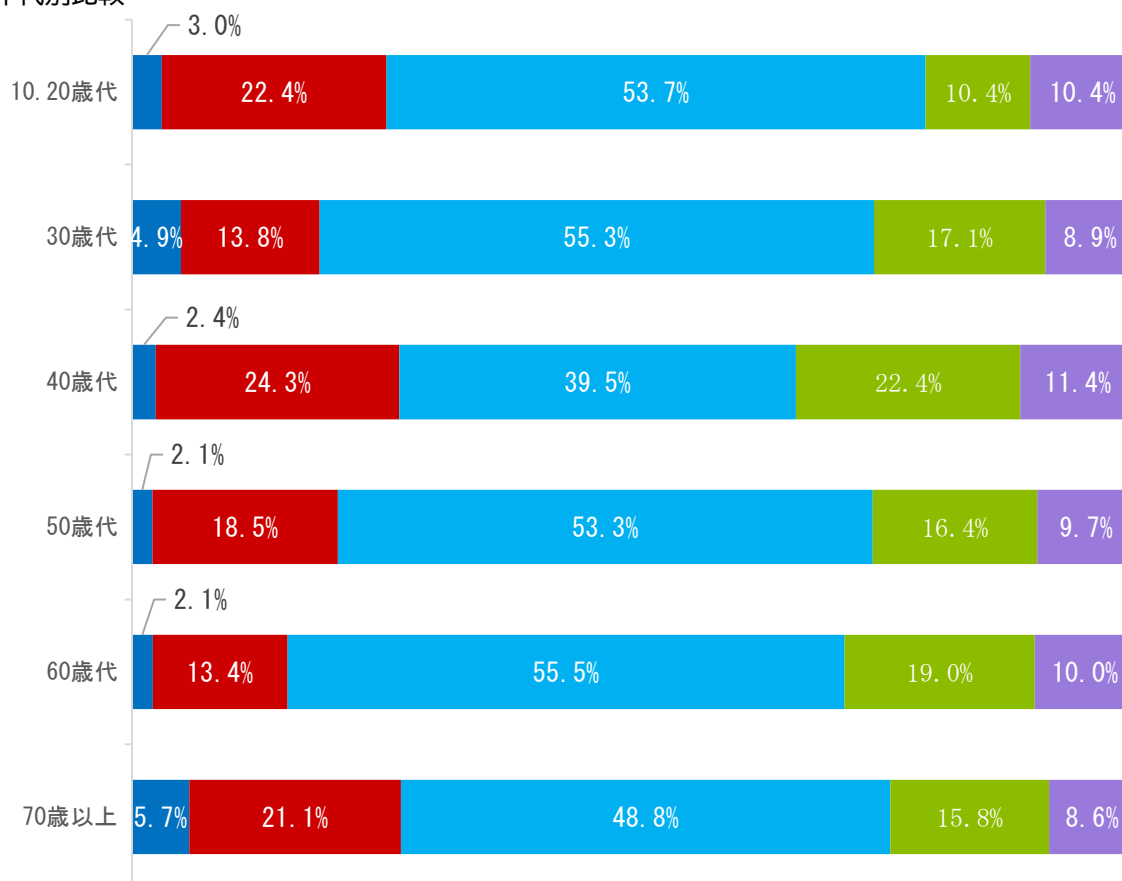
問4 あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っているといますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 22.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 9.4 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 36.6 ポイント減少した。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：244件)

【主な意見】

- 公立の学校や教育施設、社会福祉施設が整備され、市の出前講座や公民館事業などが充実している。
- 発達障害などの子供を、保育園から就学後まで、情報の共有ができているので、継続してみてもらえていると思う。
- 春日山荘、ワークパル、地域サロン等で学びまた健康寿命を延ばせる場所があることは本当に貴重なことであると思う。
- 総合事務所、及び公民館で行っている情報を広報等で知らせている。
- 自分が今まで住んできた都市と比べて選択肢がたくさんある。
- 公共施設はバリアフリー化を進めており、環境整備がなされている。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：265件)

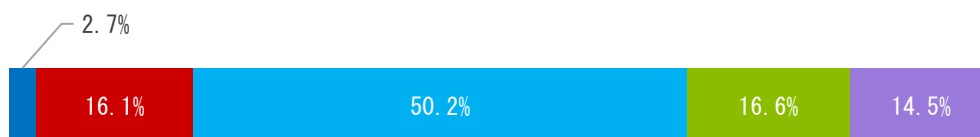
【主な意見】

- 学べる環境があるのかどうか分からない。あったとしたら広く市民に知らしめ、気軽に利用できる環境にしてほしい。
- 障害のある人が社会教育を学べる場は、ほとんどない。また、障害（特に知的障害）のある人が、高等部を卒業した後に学べるような場がほとんどない。そのような場を作ってほしい。
- 私は別の町から移住したが、この街の若い人たち(友達も含む)は障害者や高齢者への配慮が欠けていると思った。私のもと住んでいた街では高齢者が多く、小学生の頃から地域との関わりが深い行事も多かったからか、偏見や差別は少なかった。教育機関での道徳の授業などで関心を得る機会を増やすべきだ。
- 地域によって格差があると思う。居住している区の総合事務所2階は全く活用されていない。ぜひとも、公共施設を活用してほしい。
- 教育の場や環境があっても、公共交通機関や公的移動手段を充実させないと利用し難い。
- 使用しなくなった公共施設等を使って、学べる場所を増やして環境を作る。
- 学校等、エレベーターがないので高齢者や障害者が利用できない。エレベーターの増設を期待する。
- 教育する側のスキルをあげたり、学べる機会を増やす。
- 高齢者や障害者の目線にたち、実際に意見や要望を聞く。
- 他でうまくいっている所の話や内容を調査したり、当事者にヒアリングする。

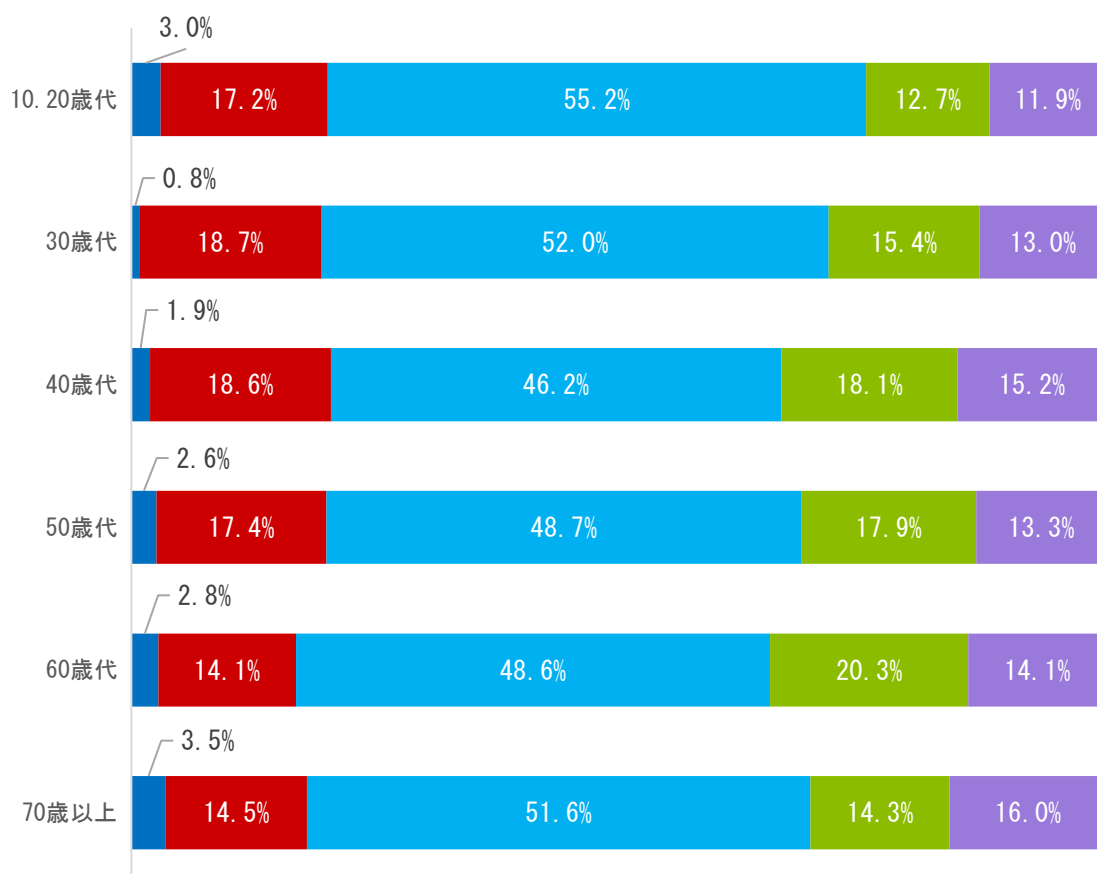
問5 あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。



●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて18.8%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ3.6ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も43.8ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：204件)

【主な意見】

- 障害者の就労を支援する相談機関などがあり、企業と障害者をつなぐサポートをしてくれるため。
- 受け入れている企業が増えていると思う。
- 障害者施設で作られたパン、クッキー、コロツケなどを買う。おいしいので良い環境で作っているのだと思う。
- 規模の大きい工場等は障害者が働いていると聞いている。高齢者も定年延長やパート、又はシルバー人材センターなどで働ける場所があると思う。
- 国県市の制度も整ってきており、以前より多くの方が社会で活動していることが分かる。
- 庭先集荷は高齢者に非常に活力を与えていると思う。継続強化を図っていただきたい。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：299件)

【主な意見】

- 特に障害者の働ける環境が整っていないと感じる。事業所と障害者のマッチングを図る体制が整っていれば、お互いのプラスになることもあるのではないかと思う。
- 障害の程度に合った職場を紹介してほしい。フルタイムでなく短時間でも受け入れてくれる職場。
- 障害者に対する理解を深めてもらうための講習を企業に受けさせる。
- 市内のどのような会社で働けるかの情報がない。高齢者や障害者の経験を活かした人材を広く募る方法を考えてはどうか。
- もっと各企業が積極的に障害者雇用できるように、企業へのバックアップ（特性を活かせる仕事の洗い出しやジョブコーチの増員、補助金制度など）体制がより整うと良い。
- 採用する企業にインセンティブがあれば良いと思う。
- 高齢者や障害のある人を雇用するには、それなりの設備を会社に備えなければいけないと思う。トイレや休憩所などリフォーム補助も大切。
- 就労にかかわる生活の支援も福祉サービスに組み入れるべきである。
- 働ける職場が近くに無いので、県外や他市町村から会社のあっせんやスーパーマーケットなどを作るなど働ける環境をまず作り出す。
- 家で働ける業種が少ない。オンラインで働ける環境づくりが必要であると思う。

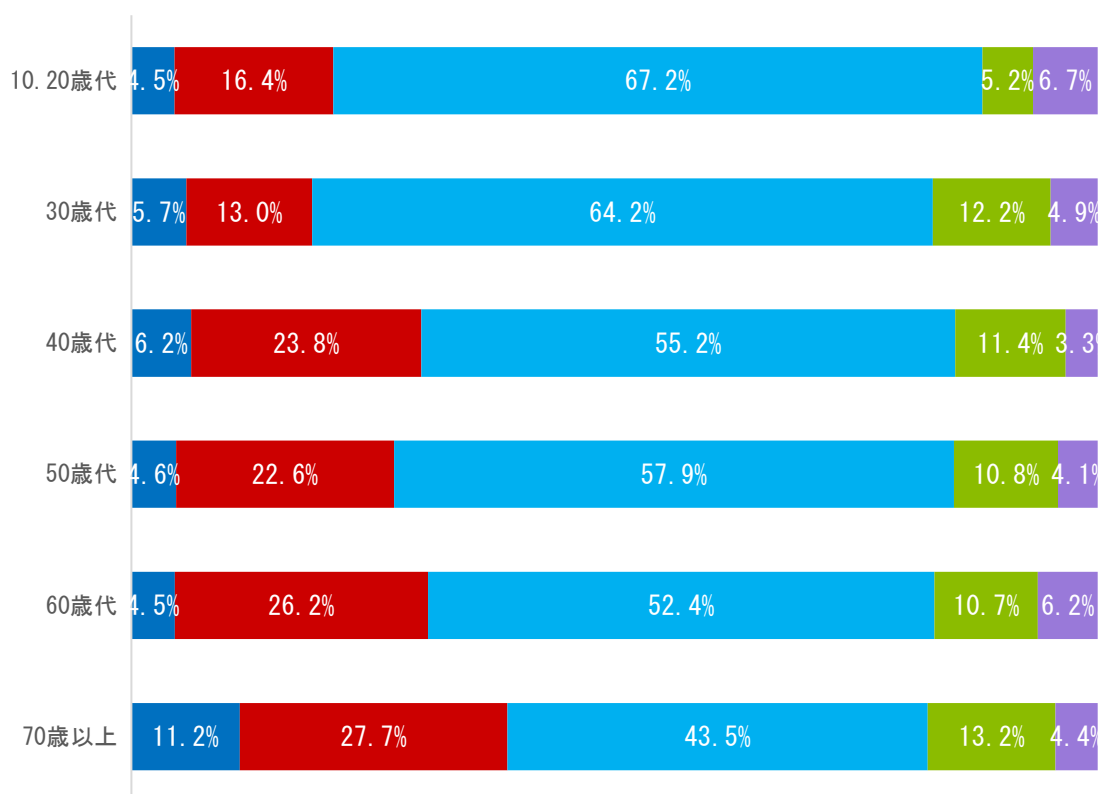
問6 あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 30.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 31.9 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 17.5 ポイント減少した。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、年代が上がるにつれて、高くなる傾向となった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：281件)

【主な意見】

- 20年前に比べたら、今は色々と利用できるようになり、サービスも増え、便利になったと思う。
- 社会福祉協議会、まちづくり振興会、特別養護老人ホーム、診療所が区内にあり、それぞれの分野で住民の手助け、力になっていると思う。
- 近隣の高齢者や一人暮らしの方がサービスを利用され、予防事業が行われていると感じる。
- 20年前に比べたら、今は色々と利用できるようになり、サービスも増え、便利になったと思う。
- 町内の民生委員さんの活動などを聞かたびに、「ご苦労様」と声をかけてあげたいと思う。また、スーパーや商店などでも、少しずつではあるが、配慮されている点がみられるようでうれしい。
- オーレンプラザみたいに子供が遊べる場所があつていい。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：138件)

【主な意見】

- サービスに関わる情報を皆さんが分かるように、もっとチラシや宣伝が必要だと思う。
- 本当に必要としている人がサービスを理解し、申請することが難しすぎる。複雑さと手続きの時間がもう少し楽になるとよい。
- 高齢者の方で入所待ちの方が多くおられるようだ。老人施設不足を考えて欲しいと思う。
- 施設は多いが、働き手が少なく、無資格者が増えることで質が落ちる。在宅で暮らせるような取組が多い方が良くと思う。
- 運転できる人はいいが、買い物したり、用を足したりする事に不便を感じている人は多いと思う。できる人ができない人を助けられるように行政で対価を決めてくれたら良いと思う。資格がないとできないではなく「ちょっとネコの手」がほしい時がこれから多くなると思う。
- 施設に入るのに高額で入れない。食費の補助がほしい。
- 福祉従事者の報酬を引き上げて事業者を増やしたり人員を増員したりしてほしい。
- デイサービス等は充実しつつあると思われる。今後、障害者の1人暮らしも増えてくると思われ、それらの対応。

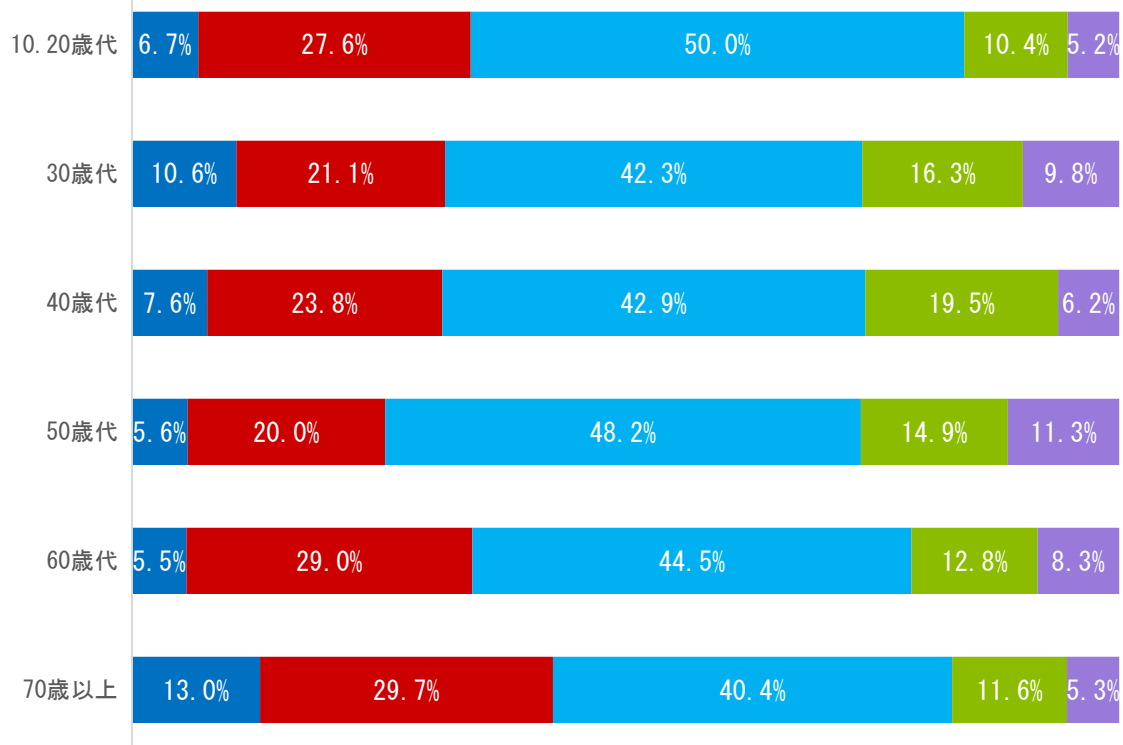
問7 あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- 思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 35.2%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 24.9 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 15.3 ポイント減少した。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：347件)

【主な意見】

- 未就学児の医療費無料などは助かる。
- 妊産婦や子供への医療費のサポートがあるから。
- 健診、人間ドックも実施されていて、結果説明会もあり、広報での案内も含め整っていると思う。
- 年末に休日診療所を利用したが、助かった。年齢の節目に健診のクーポンを貰うと受診しようという気持ちになる。
- 1次、2次、3次、開業医など全ての段階の医療が程良く地区にある。
- 急性期、回復期、生活期の病院が市内にあり、訪問看護ステーションも複数個所の事業所がある。
- 中山間地域において、診療所があるということは心強いです。住民のことを考え、それぞれ対処している。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：212件)

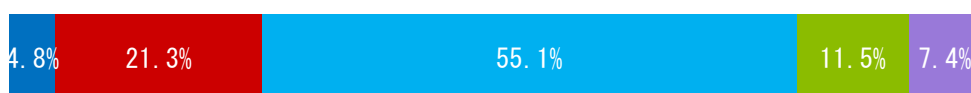
【主な意見】

- こどもの医療費免除。子供には何かとお金がかかるので、高校卒業まで医療費が無料になるとありがたい。
- 病院はあるが、通うことが難しいため、病院の送迎サービスがあつたらいい。または、往診のできる医者がもっとあつたらいいと思う。
- 病院やかかりつけの医者に行った場合、すぐ待たされ診察は短くという感じなので、あとのどのくらい待つかなど、連絡していただくとよいと思う。
- 医師不足による総合病院の機能が低下している。早急な医師の確保に市としても取り組んでほしい。
- 医療施設は、整っていると思うが、専門の医師を増やしてもらいたい。
- 休日、時間外に子供が体調を崩した時に、診てもらえるところがなく辛い思いをしたため、休日や夜間の診療を充実してもらえたらと思う。
- 歯科検診は市からはがきで行くきっかけができて良かった。40代からは体の不調が出るが多くなるので、歯科検診同様に人間ドックに行くきっかけを作って欲しい。
- どのようなサービスがあるのか分からない。ソーシャルワーカー等にもっと簡単に相談ができるとう良いのでは。

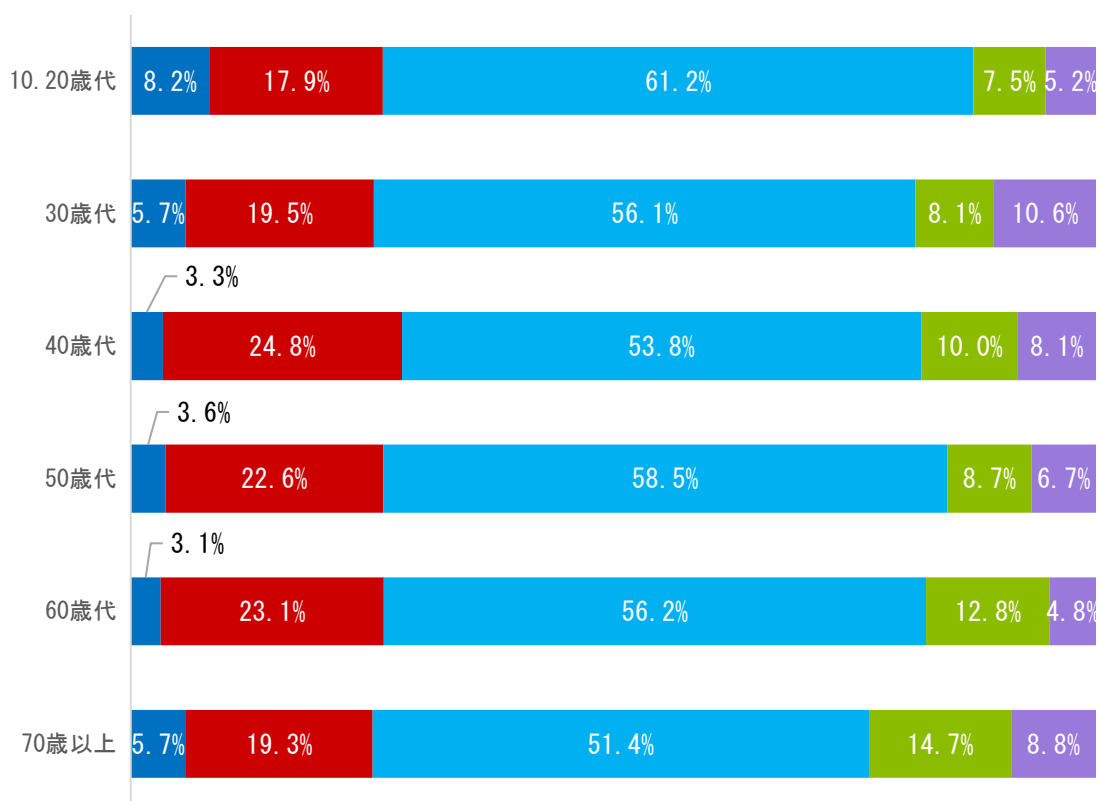
問8 市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 26.1%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 31.3 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 19.9 ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：241件)

【主な意見】

- 施設が、順にユニバーサルデザインに変わっていている。そのため、介護者も介護しやすく利用する人が増えていると思う。
- 階段だけでなく、スロープも増えてきている。トイレも整備されるようになってきている。
- 施設通路や室内に段差が少なく、車椅子用のエレベーターなどが整っているため。
- 車いす用駐車スペースが多くある。案内表示が分かりやすい、困った時に案内してくれる人がいる。
- ハード的には不充分的施設もあるが、施設職員や一般の人が手助けする意識になっていると思う。
- 利用者の方の事を考えて働いている職員が多いと思う。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：190件)

【主な意見】

- 最近開設した施設は設備が整っていると感じる。年数が経過した施設は利用者にアンケートをとるなどして意見を求め、自動ドアや授乳室の設置、こまめなメンテナンス等比較的着手できそうなことから行って欲しい。
- 市の施設がどこで利用できるのか分からない。一覧表があるといい。
- 市の施設は市街地に多く、移動が困難である。他人の手を借りないで済むよう小規模でも近間にほしい。
- 料金が安く、使用しやすい移動手段が増えるといいと思う。
- まずは施設管理者に当事者への配慮等のガイドラインを提示する。そして施設の段差、表示の見にくさ、老朽化等による使いにくさを一つ一つ解消する。
- 古い施設は段差があるし、階段が多く大変。トイレも洋式だが便座が冷たいものがあり、使いにくい。段差やトイレが改善すると良いと思う。
- 総合案内の方以外にせめて（月曜の午前中、金曜の午後とかに）市の施設の混雑状況を案内してくれる人がいればいいと思う。
- 施設があってもそれを利用してもらうにはボランティアの人数が足りていない。元気な高齢者の人たちをお願いしてなるべくたくさん利用すべき。
- ゲートボール場などがあるが、障害者が使える施設はあまりないと思う。一般の人と一緒にしない施設を作り、使ってもらえればよくなると思う。

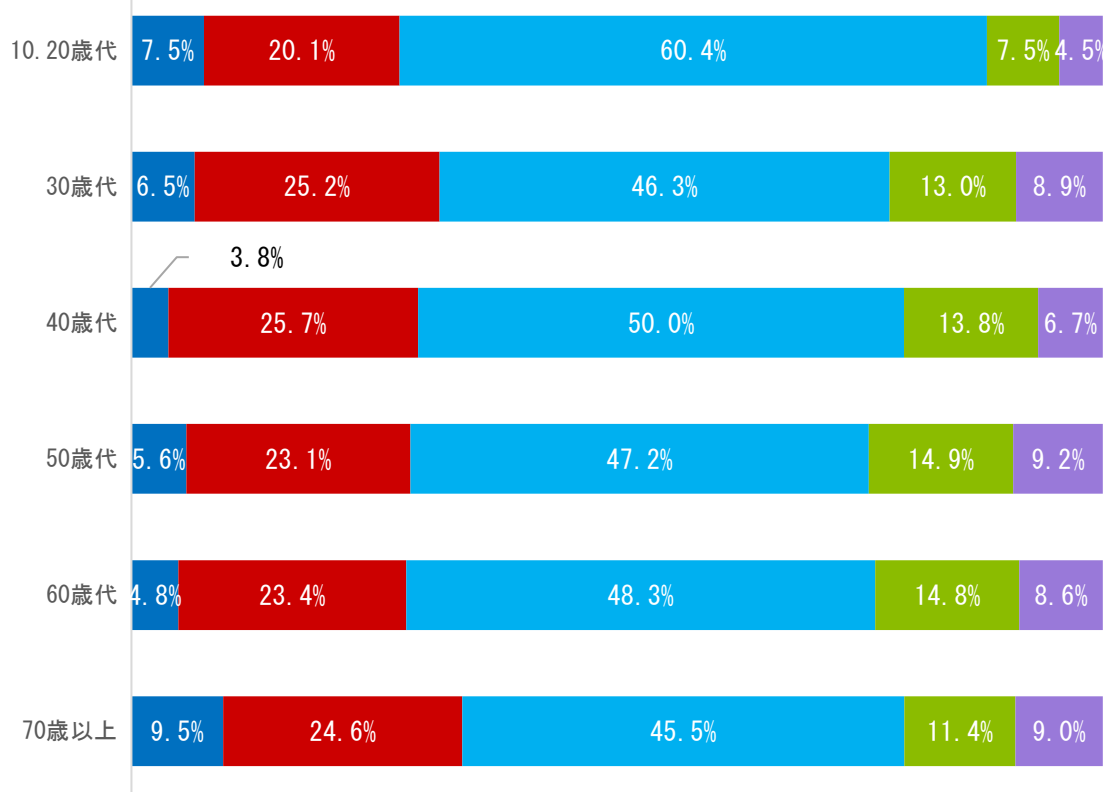
問9 民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 30.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 16.2 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 27.7 ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：278件)

【主な意見】

- 10年程度前と比べると、至る箇所においてもバリアフリー仕様の意識が高まっているように思う。高齢者、障害のある方でなくても快適に感じる箇所も増えてきている。
- 階段ではなくスロープになっていたり、車いす利用者のエスコートをする店もある。
- 車いすが置いてあったり、スロープになっていたり手すりが付いているのを見る。
- 身障者用トイレはほぼ整備されている。貸出用の車いすがあるところも多くなっている。廊下なども広がってきているように思う。
- トイレは利用しやすい。休む場所も整っている。
- 駐車場でよく車いすマークのある駐車スペースが建物の正面や近くにあり、危険が少なくなるように工夫されていると感じる。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：193件)

【主な意見】

- 車がないと行けないところにある場合がほとんどである。バスが出ていても、途中で乗り換えなければならずとても不便だと思う。送迎サービスや交通機関の整備が必要であると思う。
- 病院、商業施設など利用したくても行けないことが多い。バスも少ないし、とくに高齢者の足になるようなものがあればいいと思う。
- 第一に都会と比べるとそうした施設の数が少ない。市の中心部にはあるが面積的にはより広大な周辺部にはない。周辺部にそうした施設が造りにくいのであればもっと交通網で工夫する等の対策が必要と思う。
- 施設の駐車場には優先エリアが確保されているが、そこに対象外と思われる車が停まっていることが多い。市民に対する広報が必要と思う。
- 段差をなくす、車いすが通れる十分なスペース（通路やトイレ）を設ける。その施設で受けられるサービスの提示をする。
- 新しい建物はいいが、古い建物が多く廊下が狭かったり荷物が置かれ、引っ掛かりやすかったりする。通路の確保とトイレの整備をまず取り組んでほしい。
- エレベーター、トイレ、入り口、出口等の案内表示を分かりやすくする。
- 1人で利用できるようにヘルパーなど介助する人を配置する。その人も給料がもらえるようにすれば仕事となる。

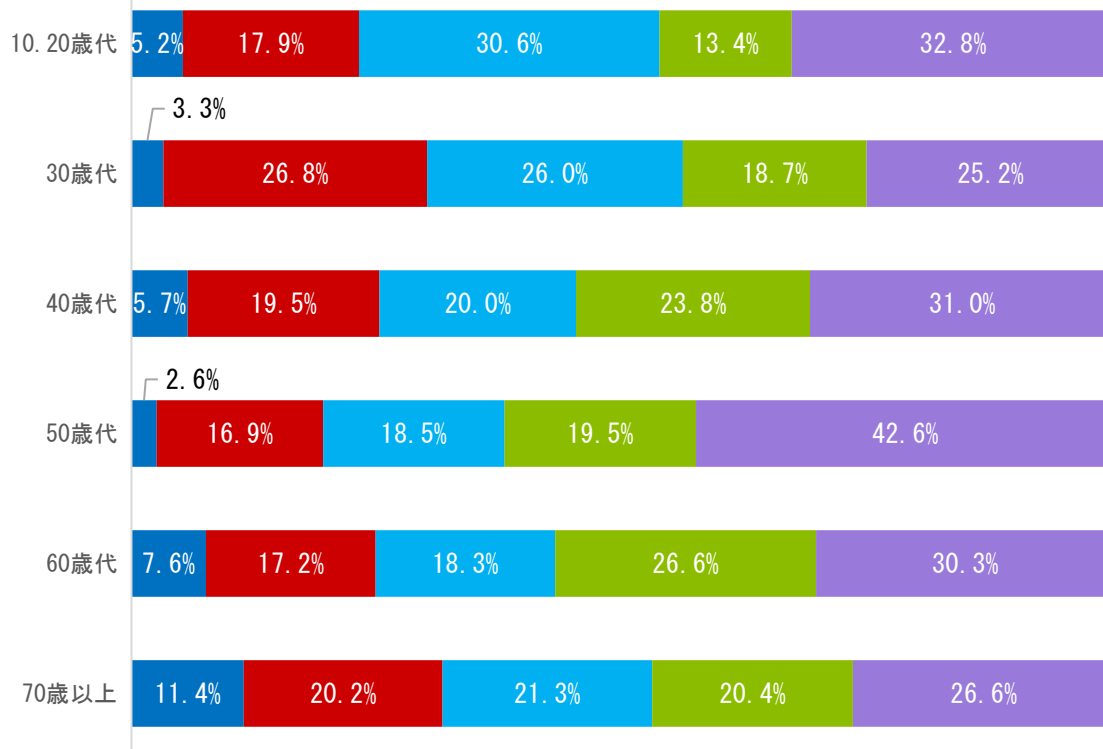
問10 あなたの住宅は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて26.6%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、30歳代、70歳以上が他の年代より上回っていた。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：268件)

【主な意見】

- 段差がほぼない。段差があるところには手すりが設置されている。
- 車椅子で移動できる広さを確保し、段差をなくした。
- 一階で生活が完結するようになっている。玄関上がったら階段以外の段差が無い。全館空調により部屋ごとの寒暖差が無い。
- 玄関迄にはスロープがあり、玄関の上りかまちの高さも低く、手すりがついている。浴室内、トイレ、階段にも手すりがあり、バリアフリーになっている。
- 高齢者がいたのでバリアフリーはもちろん、ユニバーサルデザインを取り入れ、家族が安全で快適に過ごせる冬温かく、夏涼しい家である。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：522件)

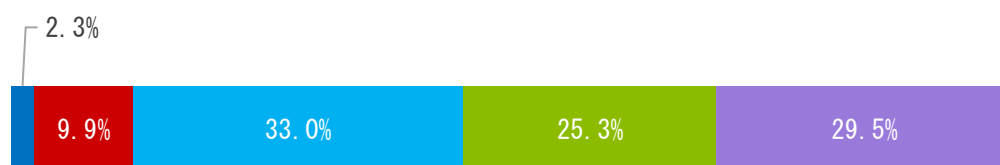
【主な意見】

- バリアフリー化が十分に出来ていない。段差の解消、必要な場所の手すりの設置等、対策が必要。
- リフォームをするか、ある程度の手を加えないと高齢者や障がいのある方には生活は快適ではないと思う。
- バリアフリーになっていない。今のところ、元気であるがいずれは改築をしなければならぬか、施設で生活するかどちらかである。
- 建物が古いのでバリアフリーではなく、手摺などの設置もしてないので、補助金や助成金をもっと簡単に使えれば良い。
- 公営の施設または公営住宅を高齢者、障害者用に用意する。
- 賃貸住宅ですが段差があったりするのでバリアフリーの賃貸住宅があっても良いのかなと思う。

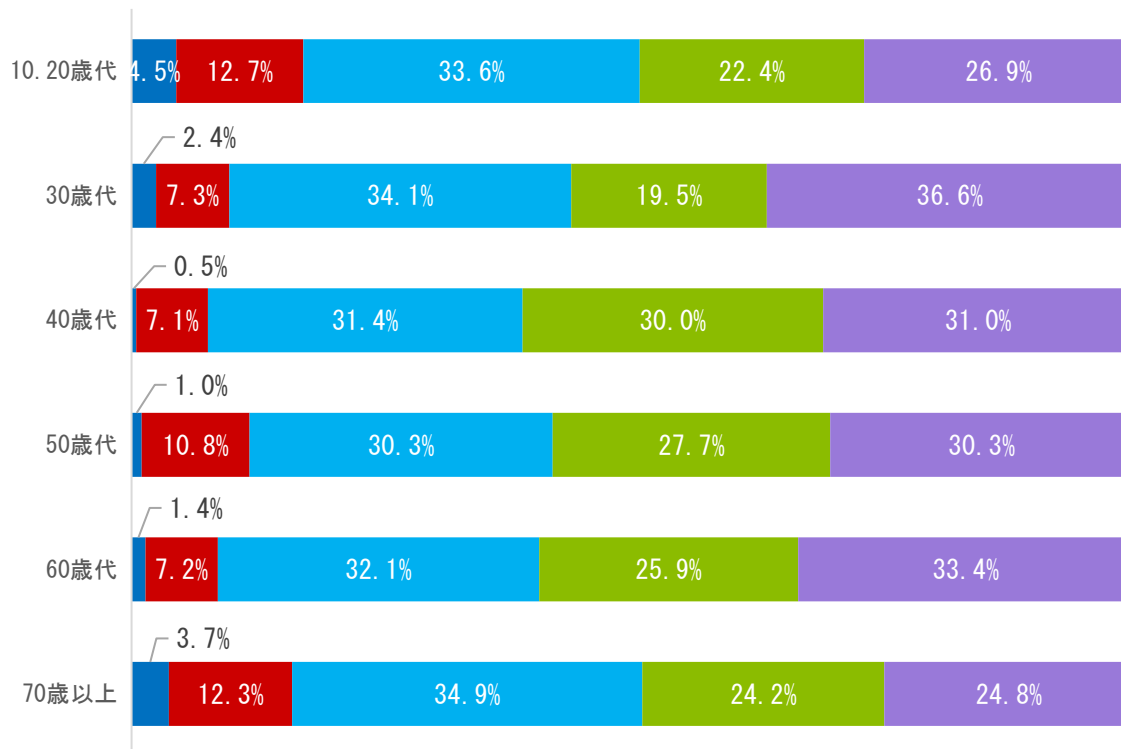
問11 歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて12.2%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ16.3ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も15.5ポイント減少した。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：107件)

【主な意見】

- 段差があまりないように整備されていたり、歩道もほとんどの道路にある。点字ブロックのある場所も多いため、安全で快適に利用できると思う。
- 大都市に比べて、ゆったりと幅の余裕がある道になっていると思う。
- 我々高齢者が困らないように信号機のある横断歩道がたくさんあり、また、信号の色の変わる時間が少しゆとりがあるので、横断歩道も渡りやすい。
- 高田商店は雁木の幅が広く、雨天でも気にしないで行動ができる。
- 歩道がある道路は安心して歩くことができる。冬には、歩道の除雪もしてあるので歩きやすい。
- 児童の歩道確保にグリーンラインが施工されたことで、歩行者の安全に気を付ける行動に繋がっていると思う。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：560件)

【主な意見】

- 歩道が狭いところが非常に多いので、歩道の整備と冬季の歩道の除雪を充実させるとよくなると思う。
- 歩道が無いところが多くある。道路を広げ歩道を作って欲しい。子供も危ない。
- 点字ブロックや歩行者専用レーン等を増やしていけばいいと思う。
- 少しの段差やくぼみだけでも足を取られたり、転びやすいと思うので定期的に点検をしたり市民の情報を聞ける工夫が必要。
- 雁木に段差があり、夜は危険のため、子どもから注意されている。
- 住宅街の道は街灯が少なく暗いので、明るい街灯を増やすべきだと思う。
- 団地の中に道路交通が危険な場所がある。一時停止をしない所があるので、ミラーまたは、標識を付けて欲しい。
- 新しい道路等は良くなっているが、古い箇所はなかなか改修されないなので、利用状況を調査し、計画的な施工を検討する。
- 冬以外は安全と思うが、積雪があり、除雪されない時は歩道が埋没し、車道を歩かざるを得ぬ道路が沢山できる。小中学生の通学道路でもそうであり、改善が必要。
- 車両乗り入れの段差や歩道の道路のでこぼこが気になる。ワークショップやタウンウォッチングなどを（市民のやる気があれば市民参加型で）実施する。
- 買い物に行く道中、足が不自由なため、2回ほど休むが、イスなど休む場所が欲しい。

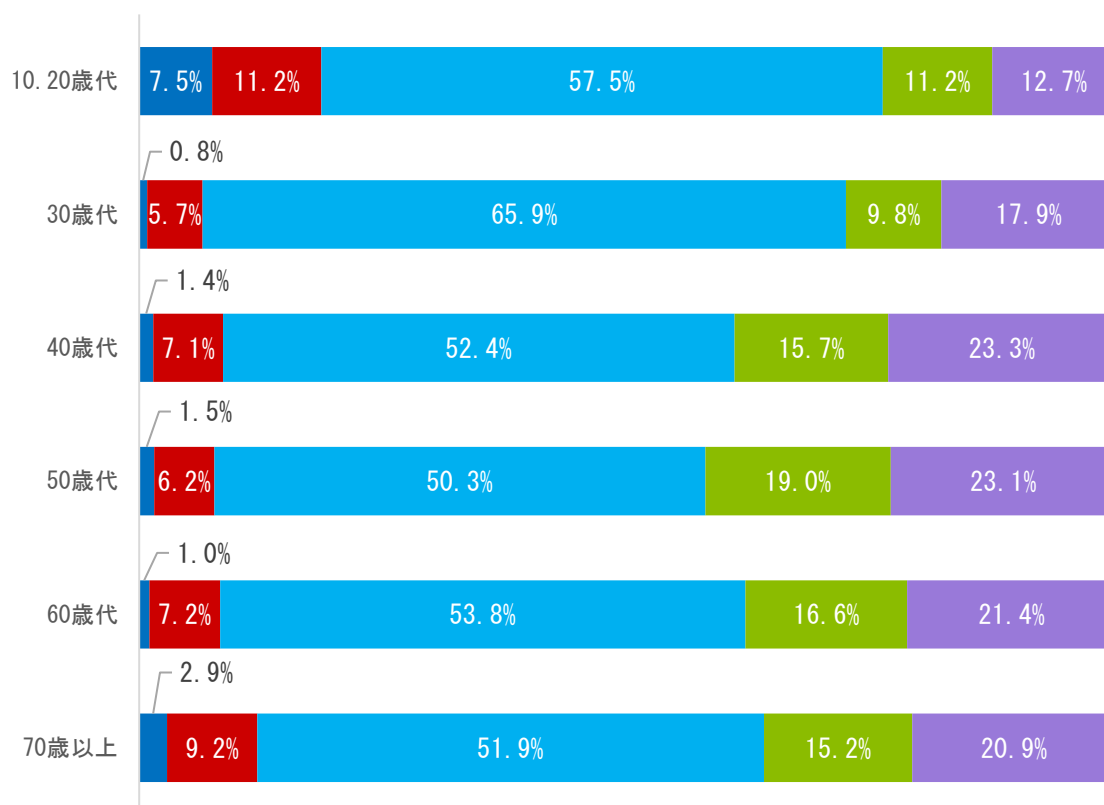
問12 鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて10.3%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ18.2ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も33.8ポイント減少した。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、10.20歳代が他の年代より上回っていた。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：100件)

【主な意見】

- 鉄道は各駅にエレベーターがあり、目の見えない人には駅員さんが誘導したり、分からないときは質問すると丁寧に教えてくれるようになった。
- 高田駅や春日山駅などは手すりやスロープがあり、様々な人達が利用しやすい環境になっていると思う。
- 鉄道や路線バスでは駅員さんやドライバーさんが手助けしてくれるイメージがある。快適に過ごせるのではないかなと思う。
- 路線バスは乗り降りの際の階段ステップが上下するのを見たことがある。
- 介護タクシーはありがたいです。ハイヤーもシニアパスポート等の割引があって良い。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：357件)

【主な意見】

- 上越市は高田と直江津という都市部と周辺の広大な山村、漁村部が合併してできた市。もっともっと周辺部の公共交通機関を拡充しても良いかなと思う。その場合、決まったダイヤで運行する都市部の公共交通機関とは別の運行方法が必要かなと思う。
- 路線バスのルート、本数が少ない。サイズを小さくして、台数を増やす。
- ノンステップバスなどを充実させてほしい。
- 車いすを使用した人が段差等安全に乗り降りできる様になればよくなると思う。
- バス停で待っている高齢者や障害者の方をよく見るが、屋根などの雨除けがあれば良いと思う。
- 無人駅が多いので、一人で利用する場合に困る。小さい駅でもバリアフリー化した方が良いのでは。
- 高齢者、障害者は特に歩行が困難な人が多く、補助者が必要な人もおり、まず自宅までの送迎車の手配と、いつでも利用できるようなシステムを作り、誰もが便利よく利用できるようにする。ボランティアの人達を募り、協力できるように方法を考える。
- 運転免許証返納後の不便が大きい。病院や商業施設等に行く利便性の良い小回りの利く代替公共交通機関の設置を望む。
- 公共交通は決められた時間で動くため使用できていない。乗合バス等ができればよいと思う。

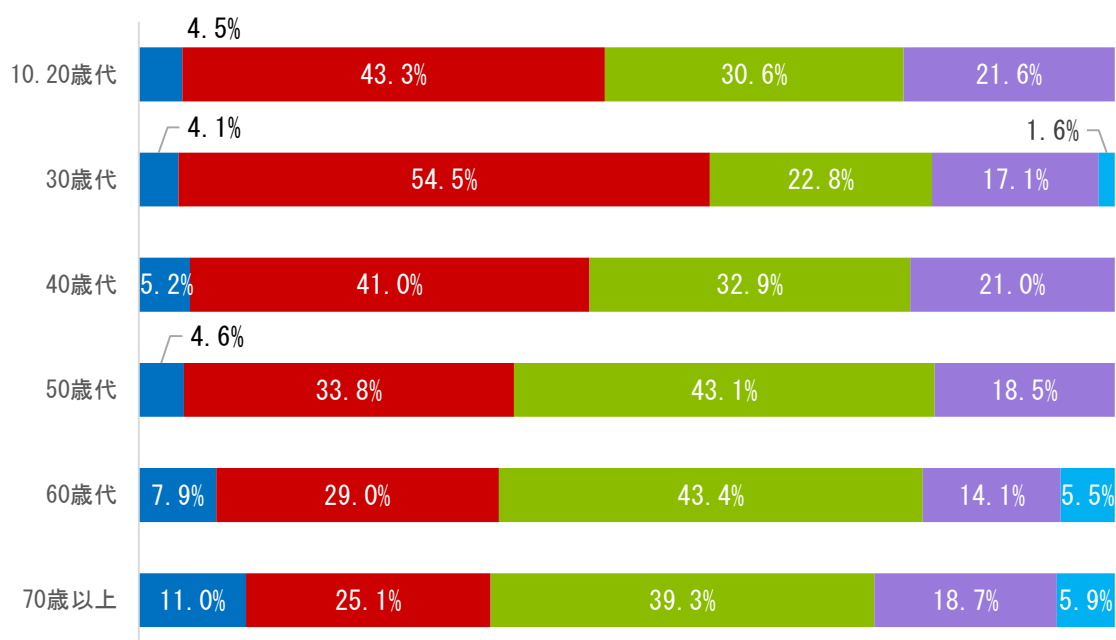
問13 あなたは、ボランティアをしたことがありますか。

- 定期的・継続的にボランティアをしたことがある（している）
- 単発的なボランティアをしたことがある
- したことはないが、ボランティアに興味・関心はある
- したことはないし、ボランティアに興味・関心もない
- 未回答

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「ボランティアをしたことがある（している）」と答えた人は合わせて 41.2%で、前回の 35.6%より 5.6 ポイント増加した。
- ・一方で、「したことはない」と答えた人は合わせて 55.7%で、前回の 61.4%よりも 5.7 ポイント減少している。
- ・「したことがある人」と「関心がある人」を合わせると、全体の 78.7%の人がボランティアに興味を持っているが、実際にしたことがある人はその半数に留まっている。
- ・「したことがある」、「関心がある」と答えた人の年代別の割合では、年代別では、30歳代が最も多く、次いで 10.20歳代、40歳代となっており、若い世代が多い結果となっている。

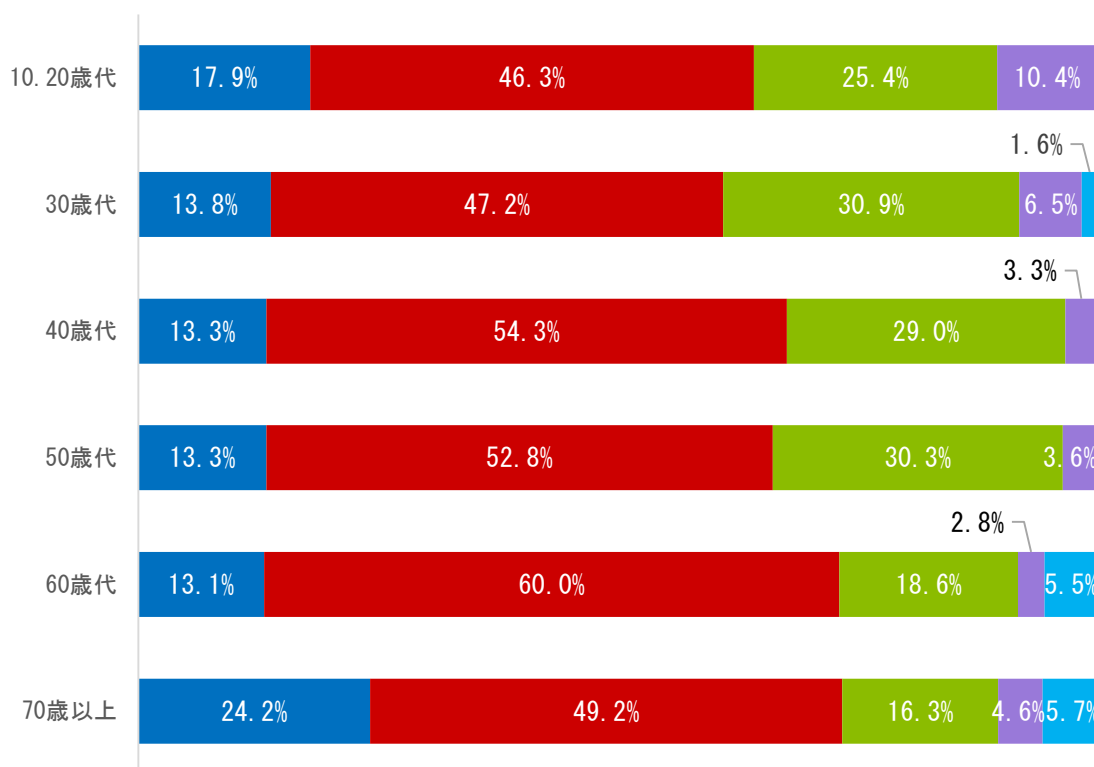
問14 あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。



●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「知っている」、「どちらかといえば知っている」と答えた人は合わせて69.5%で、前回の73.6%より4.1ポイント減少した。
- ・一方で、「知らない」、「どちらかといえば知らない」と答えた人は合わせて27.3%で、前回よりも3.6ポイント増加している。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

(令和 年 月策定)

発行 新潟県上越市

編集 上越市自治・市民環境部共生まちづくり課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

電話 025-526-5111(代表)FAX025-526-6111